

リサイクルポート能代港

利用促進マニュアル

平成20年4月

秋田県

< 目 次 >

1. 本マニュアル策定の趣旨	1
2. 能代港の概要	2
3. 「リサイクルポート」能代港の概要	3
4. 本マニュアルにおける基本的な視点	5
5. 本マニュアルの適用範囲	6
6. 廃棄物に該当するかどうかの確認	8
6. 1 廃棄物の定義	8
6. 2 「産業廃棄物」についての秋田県への相談	10
6. 3 「一般廃棄物」についての能代市への相談	10
7. 能代港を利用した循環資源輸送	11
7. 1 産業廃棄物の輸送	12
7. 2 一般廃棄物の輸送	14
7. 3 有価物の輸送	16
8. 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等	18
8. 1 収集運搬業者の選定(i)	18
8. 2 能代港における廃棄物取扱方法の検討(ii)	26
8. 3 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議(iii)	28
9. 汚染土壌の輸送に必要な手続き等	35
9. 1 汚染土壌の定義	35
9. 2 汚染土壌の荷揚げに係る事前協議等	36
10. 港湾管理者への手続き、確認等(iv)	40
10. 1 能代港で取り扱える循環資源	40
10. 2 港湾施設の使用許可の申請	41
10. 3 荷姿に関する注意事項	43
10. 4 荷役・保管時の注意事項	44
10. 5 原状回復の義務	45

1 1. 相談窓口	4 8
1 2. 参考資料	4 9
1 2. 1 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（全文）	4 9
1 2. 2 秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱（全文）	5 2
1 2. 3 バーゼル法について	5 6

1. 本マニュアル策定の趣旨

成熟化を迎えた我が国経済社会は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の時代からリサイクルによる循環型社会への転換が急務となっており、循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種のリサイクル関連法の整備によって、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進が求められているところであります。

こうした中、秋田県では、平成11年に国の承認を受けた「秋田県北部エコタウン計画」を推進しており、「豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成」を基本コンセプトに、ゼロエミッション構想（産業から出るすべての廃棄物を他の分野の原料として活かし、廃棄物をゼロにすることを目指す構想）を基本とした、自然にやさしい環境と調和したまちづくりを進めるための取り組みを行っています。かつて秋田県北地域は、恵まれた林産、鉱山資源を活用した産業が活発に行われてきましたが、資源の減少、経済のグローバル化などの社会の変化等により、これらの産業が衰退しておりました。しかし、現在では本地域にこれまで培われた木材加工技術、製錬技術、リサイクル技術、廃棄物処理技術などの優れた技術集積を活かした環境産業が主要産業の一つになりつつあります。

能代港は、こうした地域を後背地としているため、秋田県北地域の産業界からは、早くから、リサイクルポートとしての活用を提言されており、秋田県が地元能代市と調整のうえ申請した結果、平成18年12月に国土交通省から「リサイクルポート・能代港」として指定されました。

今後、急増する東アジア諸国との循環資源の輸出入に対する地理的優位性や、海上輸送機能を活用したリサイクルポートのネットワーク網構築等の観点から、能代港の果たす役割がますます重要となっており、ゼロエミッション構想による地域の環境調和型経済社会形成に向けたエコタウンの取り組みとも連携することにより、広域的な循環の環が拡大することが期待されます。

そこで、能代港を利用する事業者の皆様が、円滑かつ適正に循環資源を輸送することができるよう、必要な手続き、考慮すべき点などをまとめた「リサイクルポート能代港利用促進マニュアル」を策定しました。

能代港を活用した循環型社会の構築に向けて、このマニュアルを積極的にお役立て下さい。

2. 能代港の概要

- 1) 能代港は本州日本海側の秋田県北部能代市に位置し米代川河口に発達した重要港湾です。
- 2) 能代港は、古くから秋田杉や鉱山資源を輸送する港として利用され整備が進められた港です。現在では、これまで培われた技術を活かし、港内の木材工業団地において木材加工工場が操業しているほか、エネルギー需要の増大に対応する石炭火力発電所が操業しています。
- 3) 平成18年の取扱貨物量は、3,540千トンであり、このうち約91%が外貿貨物、約9%が内貿貨物となっています。
- 4) 取扱貨物のうち86%（約300万トン）を石炭火力発電所の石炭の輸入が占めています。



3. 「リサイクルポート」能代港の概要

秋田県では、循環型社会の構築に向け、能代港背後地域において「秋田県北部エコタウン計画」¹⁾（環境と調和したまちづくり計画）を推進しております。

能代港には、「リサイクルポート」²⁾として、秋田県北部地域の唯一の海上輸送拠点であることから、リサイクル関連貨物を取り扱う静脈物流の拠点港としての発展や港内の広大な工業用地にリサイクル関連産業の立地を促進するなど、国内循環資源物流ネットワークの拠点としての役割や地元雇用の創出等による地域経済活性化の核となる重要な役割が期待されております。

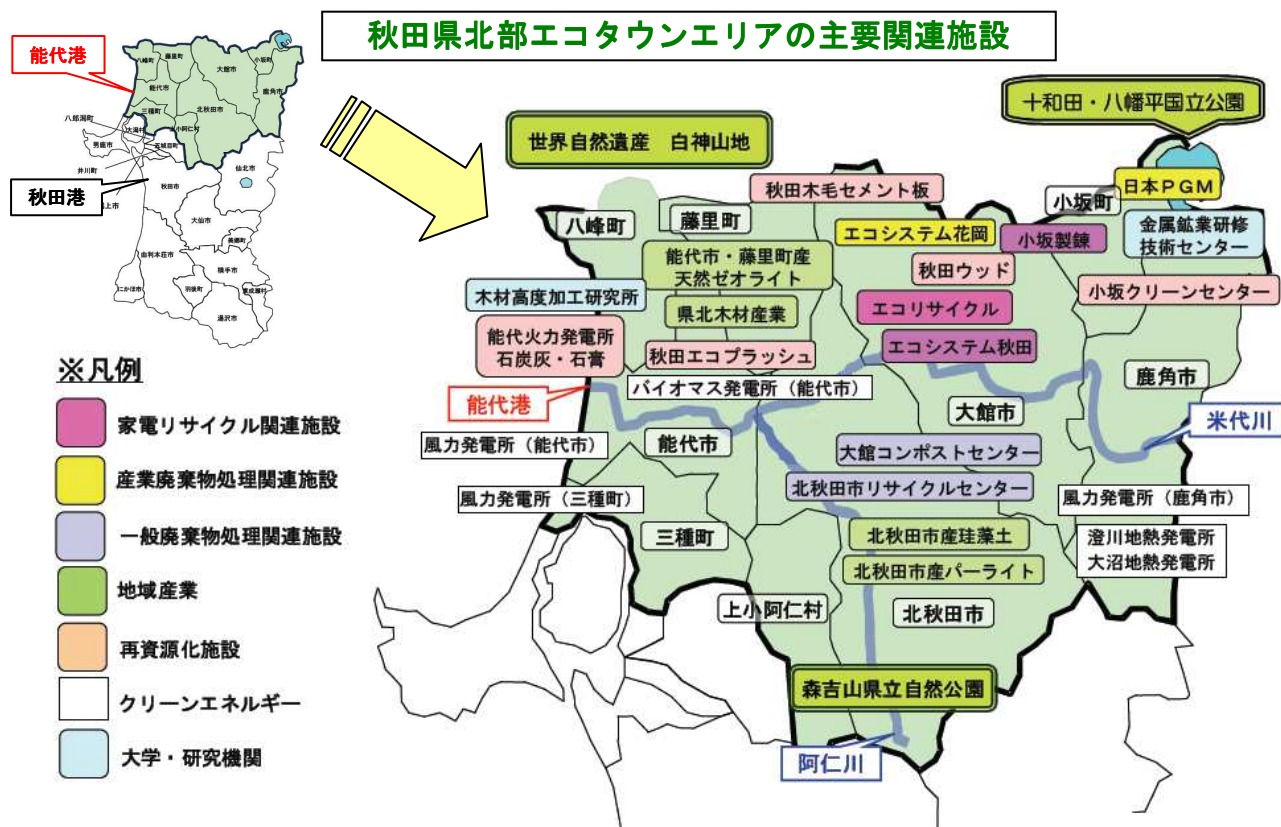
注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 秋田県北部エコタウン計画

- ・秋田県北部地域においてゼロエミッション構想を基本とした「秋田県北部エコタウン計画」（平成11年 通商産業大臣、厚生大臣より承認）を実施しています。
- ・小坂町では町独自の「こさかエコ・タウン構想」を策定し、エコタウン計画と連携した鉱業に基づく新産業の創出等の取り組みを行っております。

2) リサイクルポート・能代港

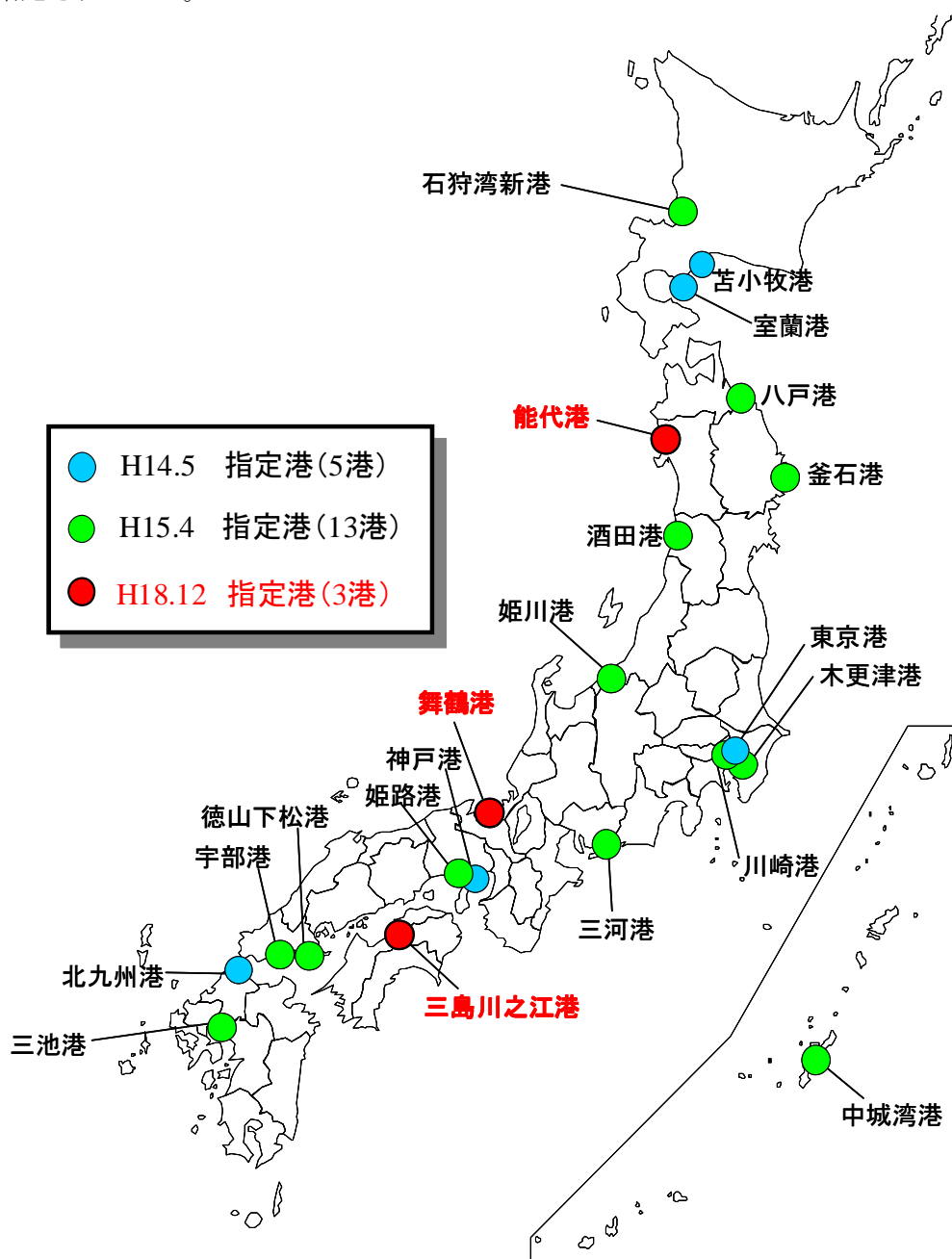
秋田県北部地域にこれまで培われた製錬技術、木材加工技術、人材、インフラなど優れた財産を生かした環境産業の定着、急増する東アジア諸国との循環資源の輸出入に対する地理的優位性や、海上輸送機能を活用したリサイクルポートのネットワーク網構築等の観点から、能代港の「リサイクルポート」としての必要性が国土交通省に認められ、平成18年に「リサイクルポート」の指定を受けました。



<リサイクルポートについて>

国土交通省は、「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」を重点施策に位置付け、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾をリサイクルポートに指定しています。

第1次指定分としては、平成14年5月に室蘭港、苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港の5港、平成15年4月23日に2次指定分として、八戸港、石狩湾新港、釜石港、酒田港、木更津港、川崎港、姫川港、三河港、姫路港、徳山下松港、宇部港、三池港、中城湾港の13港が指定され、今回平成18年12月19日に能代港のほか、舞鶴港（京都府）、三島川之江港（愛媛県）の合計3港が新たに指定されました。



資料：国土交通省資料

図 リサイクルポート指定港配置図

4. 本マニュアルにおける基本的な視点

このマニュアルは、以下の視点から策定しました。

- 1) 循環資源等の輸送に能代港を利用する事業者を対象としたマニュアルの作成
- 2) 法律、条例の遵守
- 3) 必要な手続き、確認事項の明示
- 4) 相談窓口の明示

注：1)、2)、3)、4)については、以下に解説を載せております。

1) 循環資源等の輸送に能代港を利用する事業者を対象としたマニュアルの作成

- ① このマニュアルは、循環資源等の輸送において能代港を利用する排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者、処分事業者、市町村を対象としています。これらの事業者、市町村が、よりリサイクルポート能代港を利用しやすくなるように、マニュアルを作成しました。

2) 法律、条例の遵守

- ① 秋田県では、能代港をはじめ、秋田県が管理する港湾の利用方法、手続き等について、「秋田県港湾施設管理条例」を策定しております。能代港を利用する際は、「秋田県港湾施設管理条例」に則った手続き等をお願いします。
- ② 循環資源は、その性状などにより、廃棄物に分類されるものが含まれています。廃棄物を取り扱う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」を遵守し、適切に取り扱う必要があります。
- ③ また、他都道府県から秋田県へ産業廃棄物を搬入する場合、排出事業者は秋田県との間で事前に協議を行い、「県外産業廃棄物搬入協定書」を締結することが秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（「秋田県条例第75号」）で定められております。
- ④ なお、能代港では、「秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱第15条第1項」及び「大館市土壌搬入協議要綱第3条第1項」の規定や「能代港から荷揚げする汚染土壌の取り扱いに関する協定書」に基づき、県の認定汚染土壌浄化施設で浄化する汚染土壌を取り扱います。
- ⑤ このマニュアルは、「秋田県港湾施設管理条例」、「廃棄物処理法」、「秋田県条例」、「汚染土壌に関する要綱、協定書」を遵守し、適切にリサイクルポート能代港を活用していただけるように策定しました。

3) 必要な手続き、確認事項の明示

- ① 循環資源等を適切に取り扱うには、様々な手続き、確認事項があります。中には、ある手続き、確認を終えてからでないと、次ぎの手続き、確認へ進めない場合があります。
- ② このマニュアルでは、よりスムーズにリサイクルポート能代港を利用した循環資源等の輸送が行えるように、必要な手続き、確認事項の流れに沿ってわかりやすく解説しています。

4) 相談窓口の明示

- ① 循環資源等を適切に取り扱おうとする場合、取扱方法の選定など、判断に迷う場合があるとあります。
- ② このマニュアルでは、リサイクルポート能代港を利用した循環資源等の輸送に必要な手続き、確認事項毎に相談窓口を明記しています。

5. 本マニュアルの適用範囲

(1) 本マニュアルの対象貨物

本マニュアルの対象貨物は、循環資源（リサイクルあるいは中間処理される貨物）¹⁾ 及び汚染土壌です。

循環資源は、廃棄物処理法により、廃棄物と有価物²⁾ に分けられます。

取り扱う貨物が廃棄物に該当する場合は、「廃棄物処理法」、「秋田県条例」を遵守する必要があります。

取り扱う貨物が有価物に該当する場合は、一般貨物と同様の扱いになります。

汚染土壌については「汚染土壌に関する要綱、協定書」を遵守する必要があります。

注：1)、2) については、以下に解説を載せております。

1) 循環資源の定義

① 本マニュアルでは、循環資源を、「リサイクルあるいは中間処理される貨物」とします。

2) 廃棄物と有価物に分けられる循環資源

① 循環資源は、廃棄物と有価物に分けられます。取り扱う貨物が廃棄物に該当するかどうかは、その貨物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断してください。

② 有価物としては、古紙、金属スクラップなどリサイクルを目的に有価で取引されるものがあります。

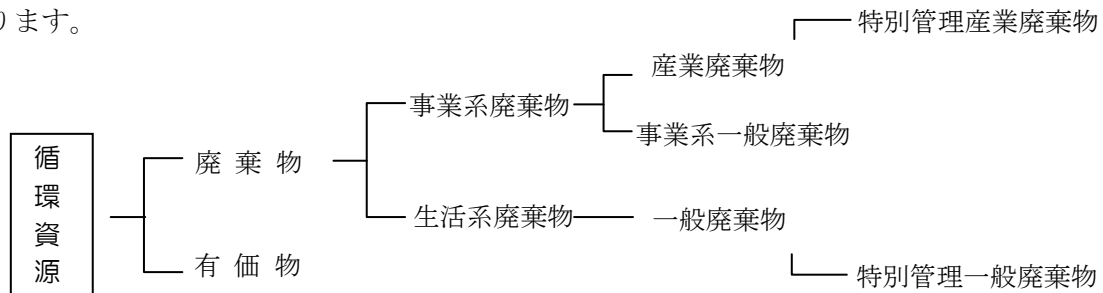


図 性状、排出の状況によって異なる廃棄物と有価物の関係

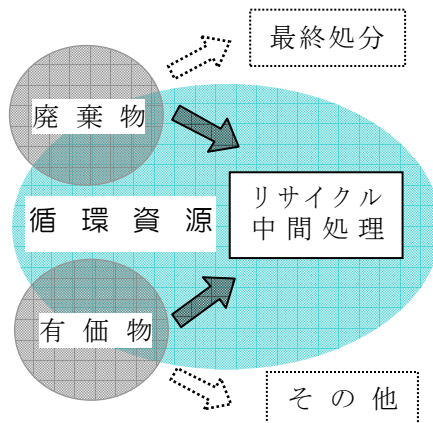


図 処理状況によって異なる循環資源

(2) 関係する民間事業者の整理

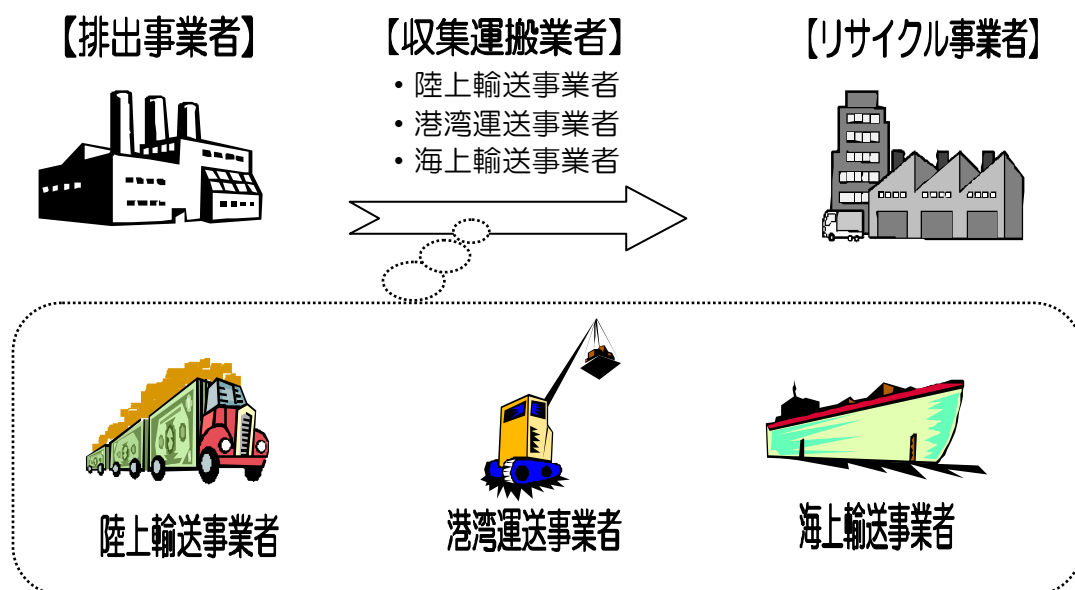
本マニュアルでは、能代港を利用した循環資源等の輸送に関係する民間事業者を、排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者、処分事業者¹⁾の四業者に整理しています。

注：1)については、以下に解説を載せております。

1) 関係する民間事業者の整理

① 本マニュアルでは、能代港を利用した循環資源等の輸送に関係する民間事業者を、以下のよう整理しています。

- 排出事業者：事業活動に伴い、循環資源等を排出する事業者。
- 収集運搬業者：循環資源等の収集運搬を行う事業者。業務内容により、陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者に分けられます。
循環資源が廃棄物である場合は、収集運搬業者は循環資源の積み降ろしを行う地域の都道府県知事、市町村長等より、「廃棄物収集運搬業の許可」を取得していなければなりません。
 - ・陸上輸送事業者：トラック等により循環資源等を輸送する事業者。
 - ・港湾運送事業者：船舶に循環資源等を積み卸しする事業者。
 - ・海上輸送事業者：船舶により循環資源等を輸送する事業者。
- リサイクル事業者：循環資源等をリサイクルまたは中間処理する事業者。
循環資源が廃棄物である場合は、リサイクル業者は事業者所在地の都道府県知事等より、「廃棄物処理業の許可」を取得していなければなりません。
- 処分事業者：汚染土壌の処分にあたり、汚染土壌の浄化又は最終処分場で埋立処分を行う事業者。



6. 廃棄物に該当するかどうかの確認

6. 1 廃棄物の定義

循環資源が廃棄物であるか、有価物であるかによって、取扱方法、輸送できる事業者、必要な手続き等が大きく異なります。

循環資源が「廃棄物（産業廃棄物¹⁾、一般廃棄物²⁾」に該当するかどうかの判断が難しい場合は、産業廃棄物の可能性があるならば輸送先の都道府県、一般廃棄物の可能性があるならば輸送先の市町村にお問い合わせ³⁾ください。循環資源が産業廃棄物に該当する場合、一般廃棄物に該当する場合、廃棄物に該当しない場合により、手続き等が異なります。

注：1)、2)、3)については、以下に解説を載せております。

1) 産業廃棄物の定義

① 産業廃棄物は、「廃棄物処理法」により、以下のように定義されています。

表 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	代 表 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
	2 汚 泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの浄水場の沈殿地汚泥
	3 廃 油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー、アルコール等の廃溶剤類、タールピッチ類
	4 廃 酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸(水素イオン濃度 pH2 を超えるもの)
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液(pH12.5 未満のもの)
	6 プラスチック	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリエステレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ(合成ゴム系)
	7 ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	8 金 属 く ず	研磨くず、切削くず、缶類
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートくず以外のもの
	10 鉱 さ い	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鋳物砂、不良鉱石
	11 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート・アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ば い じん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙 く ず	〔パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの 新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)に係るもの 出版業(印刷出版を行うもの)に係るもの 製本業・印刷物加工業に係るもの 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)〕
	14 木 く ず	〔木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む)に係るもの パルプ製造業に係るもの 輸入木材の卸売業に係るもの 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)〕
	15 織 維 く ず	〔繊維工業(衣服その他繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず〕 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)
	16 動植物性残さ	〔食品製造業 医薬品製造業 香料製造業〕において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる不要物
	18 家畜ふん尿	〔畜産農業に係るもの〕
	19 家畜の死体	〔畜産農業に係るもの〕
20 13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形物等)	

2) 一般廃棄物の定義

- ① 一般廃棄物は、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。一般廃棄物に該当するものは、家庭ゴミやペットボトル・空き缶等の資源ごみなどです。

3) 都道府県、市町村への問い合わせ

- ① 「廃棄物処理法」により、産業廃棄物の処理等は都道府県、一般廃棄物の処理等は市町村の管轄とされています。
- ② 産業廃棄物の可能性があるならば輸送先の都道府県にお問い合わせください。秋田県の場合は、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課**にお問い合わせください。
- ③ 一般廃棄物の可能性があるならば輸送先の市町村にお問い合わせください。輸送先が能代市の場合は、**能代市 環境部 環境衛生課**にお問い合わせください。

廃棄物とは？

- ・廃棄物とは、自ら利用し、または、他人に有償で売却できないため不要になった物のことです。廃棄物であるかないかは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価格の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案し、判断されます。
- ・例えば、コンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。この場合、再生したとしても有効利用するものが各種の基準を満たし、客観的に見て有価物であることが必要です。

6. 2 「産業廃棄物」についての秋田県への相談

秋田県内へ輸送する貨物が「産業廃棄物」に該当するかどうか判断が難しい場合は、秋田県へご相談¹⁾ください。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 秋田県への相談

- ① 貨物を輸送する場合、その貨物が産業廃棄物であるか、有価物であるかどうかによって、取扱方法、輸送できる業者、必要な手続きなどが大きく変わってきます。
- ② 取り扱う貨物が産業廃棄物に該当するかどうか判断する場合は、その貨物の性状、排出の状況、通常の手扱形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断してください。
- ③ 汚染土壌につきましては、産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法に則った取り扱いが必要となります。産業廃棄物に該当しない場合は、汚染土壌としての必要手続きを実施する必要があります。汚染土壌につきましても、産業廃棄物に該当するかどうかは、排出過程や性状等から総合的に判断する必要があります。
- ④ 判断が難しい場合は、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）**または**環境あきた創造課環境管理室（安全・化学物質班）**あるいは**山本地域振興局福祉環境部 環境指導課**までご相談ください。なお、ご相談の際は、排出状況や性状等を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

6. 3 「一般廃棄物」についての能代市への相談

秋田県内へ輸送する貨物が「一般廃棄物」に該当するかどうか判断が難しい場合は、能代市へご相談¹⁾ください。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 能代市への相談

- ① 貨物を輸送する場合、その貨物が「一般廃棄物」であるか、有価物であるかどうかによって、取扱方法、輸送できる業者、必要な手続きなどが大きく変わってきます。
- ② 取り扱う貨物が一般廃棄物に該当するかどうか判断する場合は、その貨物の性状、排出の状況、通常の手扱形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断してください。
- ③ 判断が難しい場合は、**能代市 環境部 環境衛生課**までご相談ください。なお、ご相談の際は、排出状況や性状等を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

7. 能代港を利用した循環資源輸送

循環資源の輸送は、排出事業者・市町村とリサイクル業者が循環資源の処理についての契約をすることから始まります。契約から、能代港を利用した循環資源輸送が開始されるまでの流れと関係者の役割¹⁾を図・表にまとめました（12 ページから 17 ページ）。

8 章、9 章、10 章では、事業者・市町村の担当者が能代港を利用した循環資源の輸送を行う際に「必要な手続き」、「行政に相談・確認することにより円滑な輸送ができると考えられる事項」、「収集運搬業者の選定時の配慮事項」について解説してあります。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 能代港を利用した循環資源輸送に必要な手続き等

①循環資源が、産業廃棄物、一般廃棄物、有価物のいずれに該当するかにより、能代港を利用した循環資源輸送に必要な手続き等が異なります。それぞれのページにお進みください。

産業廃棄物に該当……「7.1 産業廃棄物の輸送」（12 ページ）へお進みください。

一般廃棄物に該当……「7.2 一般廃棄物の輸送」（14 ページ）へお進みください。

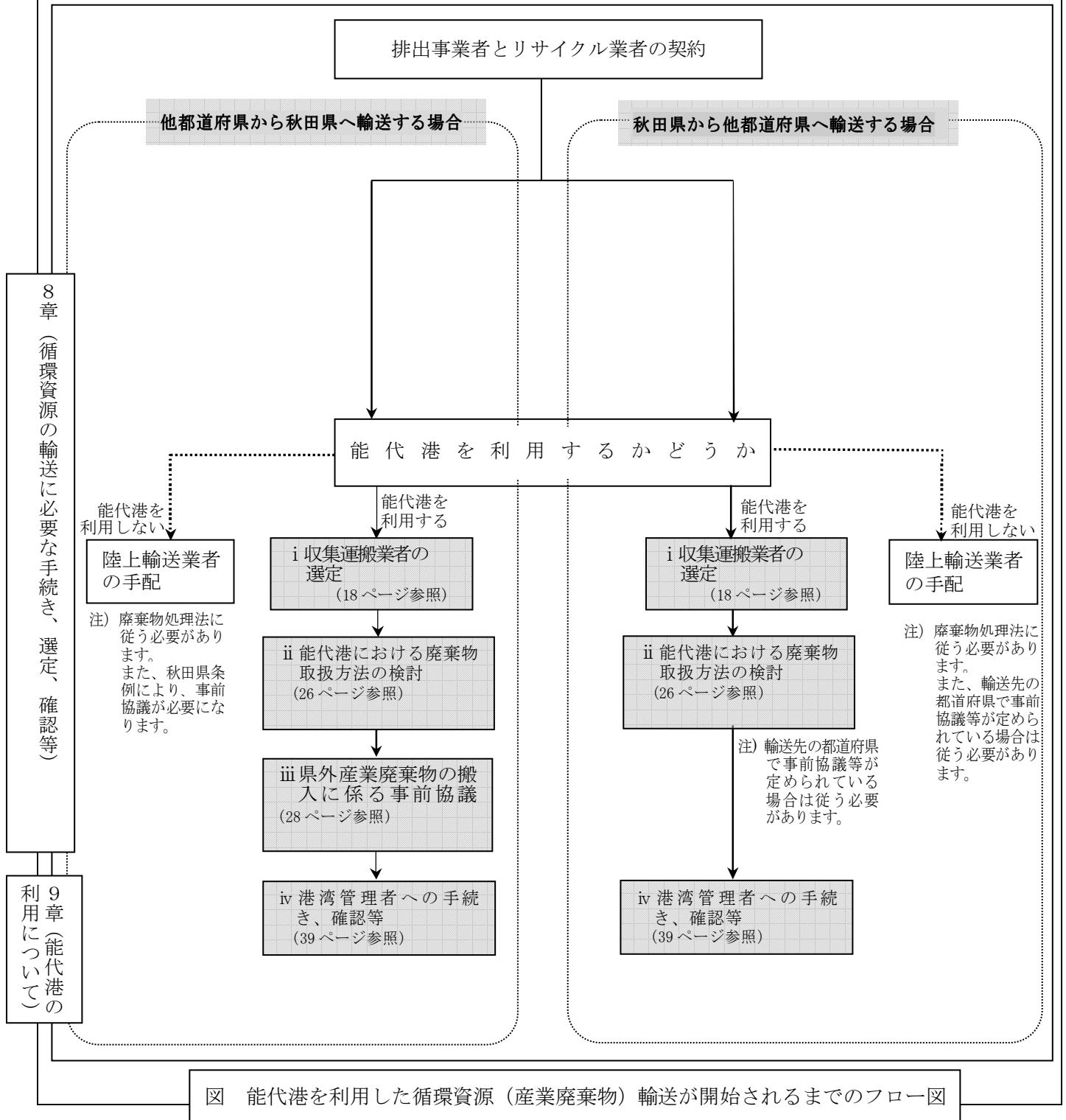
有価物に該当……「7.3 有価物の輸送」（16 ページ）へお進みください。

7. 1 産業廃棄物の輸送

(1) 産業廃棄物の輸送フロー図

産業廃棄物を、能代港を利用して輸送する場合のフロー図は、次のようになります。

フロー図の中で網掛けしてある「i 収集運搬業者の選定」「ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討」「iii 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議」「iv 港湾管理者への手続き、確認等」については8章、「iv 港湾管理者への手続き、確認等」については9章で解説しています。



(2) 関係者の役割

産業廃棄物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「i 収集運搬業者の選定」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、山本地域振興局福祉環境部 環境指導課又は、秋田県生活環境文化部環境整備課です。

「iii 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議」の関係者は、排出事業者、秋田県生活環境文化部環境整備課です。

「iv 港湾管理者への手続き、確認等」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、秋田県能代港湾事務所です。

注：1) については、以下に解説を載せております。

- ① 本マニュアルで解説している四項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。
このうち、条例等により対応する必要がある関係者は◎、状況により対応する可能性のある関係者は○で示してあります。

表 産業廃棄物の輸送における関係者の役割

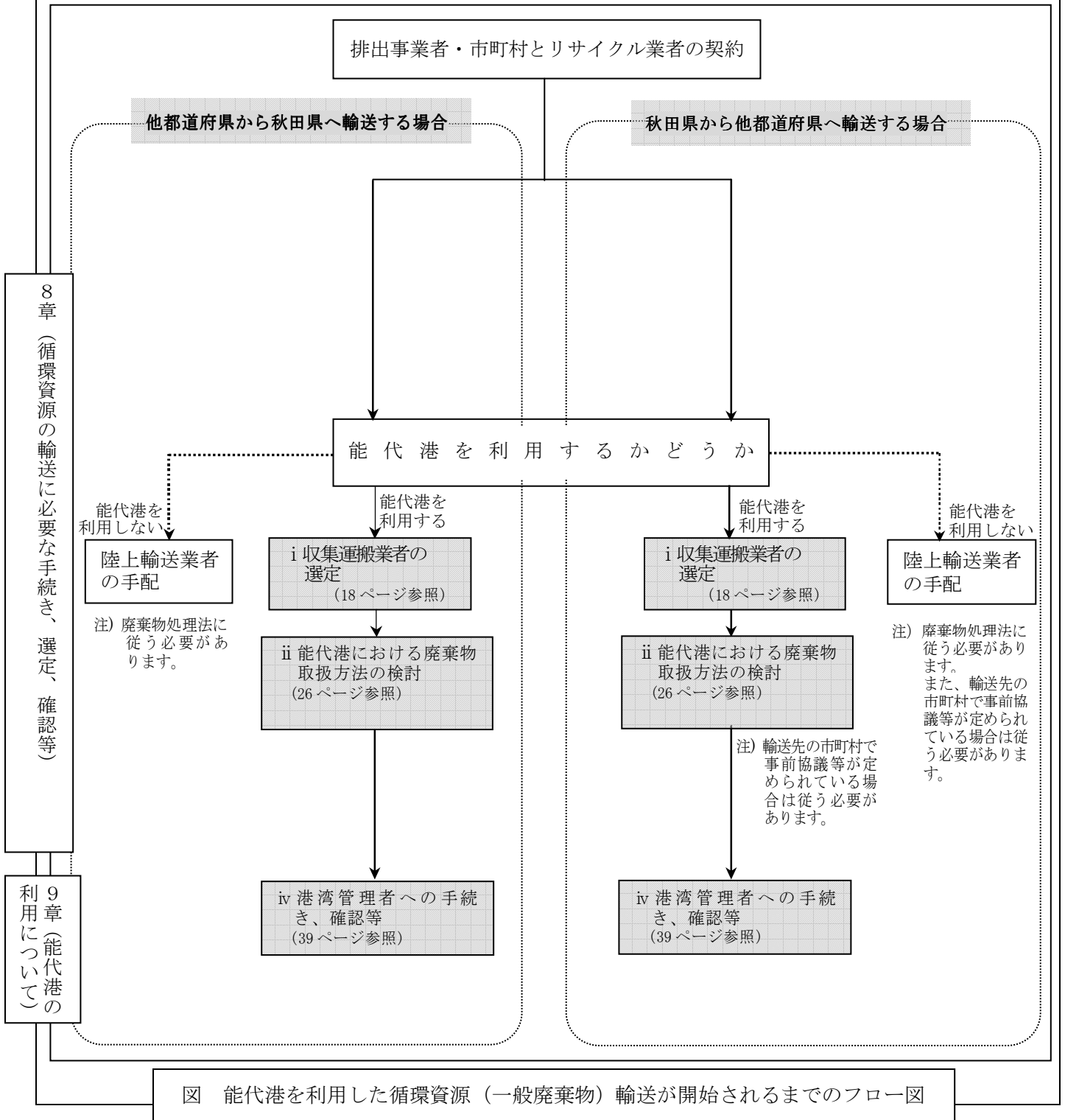
	排出事業者	市町村	リサイクル業者	収集運搬業者			秋田県環境整備課	地域振興局環境指導課	能代港湾事務所	能代市環境衛生課
				陸上輸送業者	海上輸送業者	港湾運送事業者				
i 収集運搬業者の選定	秋田県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定	◎	○	◎						
	能代港での港湾運送事業者の選定	◎	○			◎				
	能代港－相手港間の海上輸送業者の選定	◎	○		◎					
	相手港での港湾運送事業者の選定	◎	○			◎				
	他都道府県での陸上輸送業者の選定	◎	○	◎						
ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討	○		○	○	○	◎	○	○		
iii 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議	◎						◎			
iv 港湾管理者への手続き、確認等	○		○	○	○	◎			◎	

7. 2 一般廃棄物の輸送

(1) 一般廃棄物の輸送フロー図

一般廃棄物を、能代港を利用して輸送する場合のフロー図は、次のようになります。

フロー図の中で網掛けしてある「i 収集運搬業者の選定」「ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討」の二項目については8章、「iv 港湾管理者への手続き、確認等」については9章で解説しています。



(2) 関係者の役割

一般廃棄物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「i 収集運搬業者の選定」の関係者は、市町村、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討」の関係者は、市町村、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、能代市環境部環境衛生課です。

「iv 港湾管理者への手続き、確認等」の関係者は、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、秋田県能代港湾事務所です。

注：1)については、以下に解説を載せております。

- ① 本マニュアルで解説している四項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。
このうち、条例等により対応する必要がある関係者は◎、状況により対応する可能性のある関係者は○で示してあります。

表 一般廃棄物の輸送における関係者の役割

	排出事業者	市町村	リサイクル業者	収集運搬業者			秋田県環境整備課	地域振興局環境指導課	能代港湾事務所	能代市環境衛生課
				陸上輸送業者	海上輸送業者	港湾運送事業者				
i 収集運搬業者の選定	秋田県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定	◎	○	◎						
	能代港での港湾運送事業者の選定	◎	○			◎				
	能代港－相手港間の海上輸送業者の選定	◎	○		◎					
	相手港での港湾運送事業者の選定	◎	○			◎				
	他都道府県での陸上輸送業者の選定	◎	○	◎						
ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討			○	○	○	◎				○
iii 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議										
iv 港湾管理者への手続き、確認等			○	○	○	◎			◎	

※ 一般廃棄物を市町村の区域を越えて移動する場合、一般廃棄物の収集運搬業者は、廃棄物の積み卸しを行う市町村の一般廃棄物処理業の許可を有していなければなりません。（本マニュアルの内容では、排出元市町村、相手港所在市町村、能代市、搬入先市町村が対象）

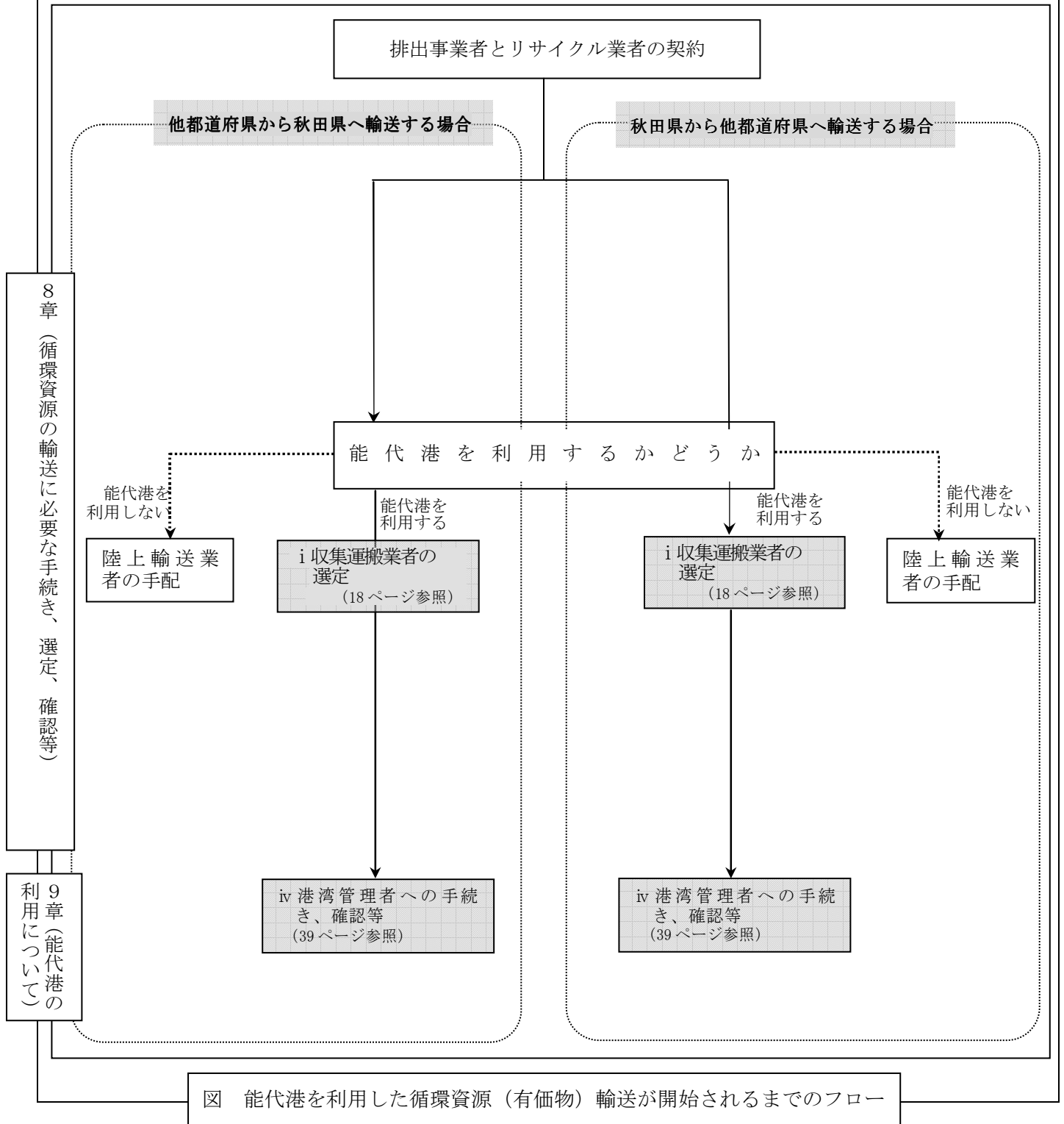
※ 市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合は、委託先を管轄する市町村に対し、あらかじめ廃棄物の種類や数量、処分方法等を通知しなければなりません。

7. 3 有価物の輸送

(1) 有価物の輸送フロー図

有価物を、能代港を利用して輸送する場合のフロー図は、次のようになります。

フロー図の中で網掛けしてある「i 収集運搬業者の選定」については8章、「iv 港湾管理者への手続き、確認等」については9章で解説しています。



(2) 関係者の役割

有価物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「i 収集運搬業者の選定」の関係者は、排出事業者、市町村、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「iv 港湾管理者への手続き、確認等」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、秋田県能代港湾事務所です。

注：1)については、以下に解説を載せております。

- ① 本マニュアルで解説している四項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。
このうち、条例等により対応する必要のある関係者は◎、状況により対応する可能性のある関係者は○で示してあります。

表 有価物の輸送における関係者の役割

	排出事業者	市町村	リサイクル業者	収集運搬業者			秋田県環境整備課	地域振興局環境指導課	能代港湾事務所	能代市環境衛生課
				陸上輸送業者	海上輸送業者	港湾運送事業者				
i 秋田県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定	◎	◎	○	◎						
i 能代港での港湾運送事業者の選定	◎	◎	○			◎				
i 能代港－相手港間の海上輸送業者の選定	◎	◎	○		◎					
i 相手港での港湾運送事業者の選定	◎	◎	○			◎				
i 他都道府県での陸上輸送業者の選定	◎	◎	○	◎						
ii 能代港における廃棄物取扱方法の検討										
iii 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議										
iv 港湾管理者への手続き、確認等	○		○	○	○	◎			◎	

8. 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等

8. 1 収集運搬業者の選定 (i)

能代港を利用した循環資源の輸送を行う事業者¹⁾は、以下の事業者です。

輸送しようとする循環資源が産業廃棄物²⁾、一般廃棄物³⁾、有価物⁴⁾のいずれかによって、輸送を行うことができる事業者が異なります。

- (1) 秋田県内を輸送する場合の陸上輸送事業者 (下図の陸上輸送事業者A)
- (2) 能代港の港湾運送事業者 (港湾運送事業者B)
- (3) 能代港—相手港間の海上輸送事業者 (海上輸送事業者C)
- (4) 相手港の港湾運送事業者 (港湾運送事業者D)
- (5) 相手港—排出地/目的地間の陸上輸送事業者 (陸上輸送事業者E)

注：1)、2)、3)、4)については、以下に解説を載せております。

1) 能代港を利用した循環資源輸送を行う事業者

- ① 海上輸送により循環資源を輸送する場合、以下の収集運搬業者が携わることになります。

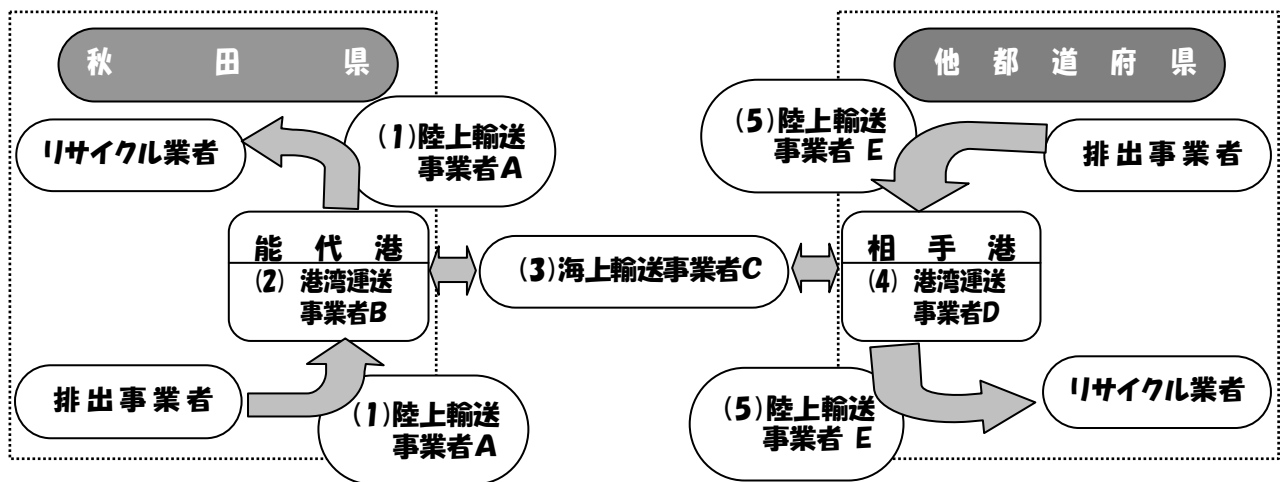


図 収集運搬業者の役割

2) 循環資源が産業廃棄物に該当する場合

- ① 産業廃棄物を輸送することができるのは、「産業廃棄物収集運搬業」の許可を取得した事業者だけです。
- ② 廃棄物処理法により、「廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められております。排出事業者の皆様は、廃棄物処理法に基づき適正な輸送を行う産業廃棄物収集運搬業者を選定してください。

3) 循環資源が一般廃棄物に該当する場合

- ① 一般廃棄物を輸送することができるのは、「一般廃棄物収集運搬業」の許可を取得した事業者だけです。
- ② 廃棄物処理法により、「市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めなければならない。」と定められております。市町村は、廃棄物処理法に基づき適正な輸送を行う一般廃棄物収集運搬業者を選定してください。
- ③ 廃棄物処理法により、「廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められております。排出事業者の皆様は、廃棄物処理法に基づき適正な輸送を行う一般廃棄物収集運搬業者を選定してください。

4) 循環資源が有価物に該当する場合

- ① 循環資源が有価物に該当する場合、一般貨物の輸送と同様に、収集運搬事業者を選定してください。

排出事業者による廃棄物収集運搬事業者の選定

- (1) 秋田県内を輸送する場合の陸上輸送事業者 A の選定……………20 ページへお進み下さい。
- (2) 能代港の港湾運送事業者 B の選定……………21 ページへお進み下さい。
- (3) 能代港－相手港間の海上輸送事業者 C の選定……………21 ページへお進み下さい。
- (4) 相手港の港湾運送事業者 D の選定……………22 ページへお進み下さい。
- (5) 相手港－排出地／目的地間の陸上輸送事業者 E の選定……………23 ページへお進み下さい。

(1) 秋田県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、排出地／目的地がある市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。
- ② どの事業者が該当するのかわからない場合は、(社)秋田県産業廃棄物協会にご相談ください。

「秋田県産業廃棄物処理業者名簿」販売・公表状況

- ・ 社団法人 秋田県産業廃棄物協会にて販売。
- ・ 秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」で検索可能。
(<http://www.pref.akita.lg.jp/>) 組織別案内、生活環境文化部 環境整備課。

2) 排出地／目的地がある市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合には、一般廃棄物を排出した市町村及びリサイクルを行う市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。
- ② 一般廃棄物の場合は、市町村が一般廃棄物計画で発生量及び処理量を定める必要がありますので、排出地／目的地に該当する市町村へ事前に問い合わせください。能代市が該当する場合は、**能代市 環境部 環境衛生課**に事前に問い合わせください。
- ③ どの事業者が該当するのかわからない場合は、排出地／目的地に該当する市町村にご相談ください。能代市が該当する場合は、**能代市 環境部 環境衛生課**にご相談ください。

(2) 能代港の港湾運送事業者Bの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している港湾運送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、能代市の一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を取得している港湾運送事業者を選定してください。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。
- ② どの事業者が該当するのかわからない場合は、(社)秋田県産業廃棄物協会にご相談ください。

2) 能代市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合には、能代市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。
- ② どの事業者が該当するのかわからない場合は、能代市 環境部 環境衛生課にご相談ください。

(3) 能代港－相手港間の海上輸送事業者Cの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、能代港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している海上輸送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、能代港と相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を取得している海上輸送事業者を選定してください。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 能代港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を取得している海上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表 産業廃棄物を輸送できる海上輸送事業者Cの要件

相手港所在地がイ県ロ市の場合	要件
ロ市が保健所設置市の場合	①秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 ②ロ市の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得
ロ市保健所設置市でない場合	①秋田県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 ②イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得

- ② どの事業者が該当するのかわからない場合は、(社) 秋田県産業廃棄物協会、相手港所在地の産業廃棄物協会にご相談下さい。

2) 能代港と相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合は、以下の許可を取得している海上輸送事業者を選定してください。

表 一般廃棄物を輸送できる海上輸送事業者Cの要件

	要件
相手港所在地がイ県ロ市の場合	①能代市の一般廃棄物収集運搬業の許可の取得 ②ロ市の一般廃棄物収集運搬業の許可の取得

- ② どの事業者が該当するのかわからない場合は、能代市 環境部 環境衛生課、相手港所在地の市町村にご相談下さい。

(4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している港湾運送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を取得している港湾運送事業者を選定してください。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表 産業廃棄物を輸送できる港湾運送事業者Dの要件

相手港所在地がイ県ロ市の場合	要件
ロ市が保健所設置市の場合	①ロ市の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得
ロ市が保健所設置市でない場合	①イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得

- ② 相手港の港湾運送事業者に心当たりがないという場合は、能代港の港湾運送事業者、海上輸送事業者にご相談下さい。

2) 相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合は、以下の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。

表 一般廃棄物を輸送できる港湾運送事業者Dの要件

	要件
相手港所在地がイ県口市の場合	①口市の一般廃棄物収集運搬業の許可の取得

- ② 相手港の港湾運送事業者に心当たりがない場合は、能代港の港湾運送事業者、海上輸送事業者にご相談下さい。

(5) 相手港－排出地／目的地間の陸上輸送事業者Eの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港と排出地／目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、相手港と排出地／目的地での一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 相手港と排出地／目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

- ① 取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、相手港、排出地／目的地がある都道府県等の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

- ・相手港と排出地／目的地が同じ都道府県にある場合は、A県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

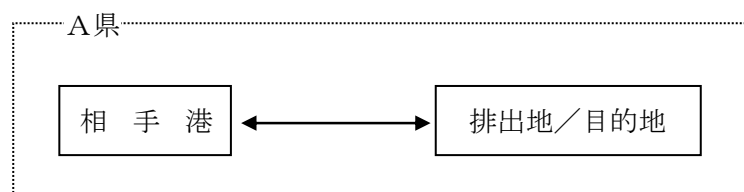


図 相手港と排出地／目的地が同じ県にある場合

- ・相手港と排出地／目的地が別々の都道府県にある場合は、A県とB県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

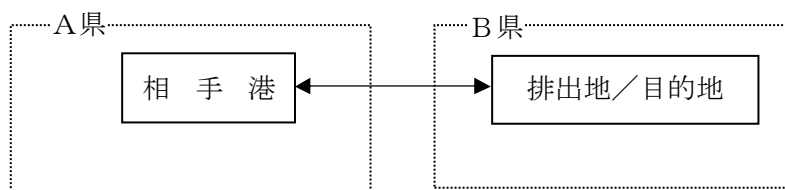


図 相手港と排出地／目的地が異なる県にある場合

- ② 相手港、排出地／目的地の所在地が、保健所を設置している市（保健所設置市）の場合は、市の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者の中から選定してください。

表 保健所設置市

(平成19年10月現在)

都道府県	保健所設置市	都道府県	保健所設置市
北海道	札幌、函館、旭川、小樽	京都府	京都
宮城県	仙台	大阪府	大阪、堺、東大阪、高槻
青森県	青森	兵庫県	神戸、姫路、尼崎、西宮
秋田県	秋田	奈良県	奈良
福島県	郡山、いわき	和歌山県	和歌山
栃木県	宇都宮	岡山県	岡山、倉敷
埼玉県	さいたま、川越	広島県	広島、福山、呉
千葉県	千葉、船橋	山口県	下関
東京都	23区、八王子	香川県	高松
神奈川県	横浜、川崎、横須賀、相模原、藤沢	愛媛県	松山
新潟県	新潟	高知県	高知
富山県	富山	福岡県	北九州、福岡、大牟田
石川県	金沢	長崎県	長崎、佐世保
長野県	長野	熊本県	熊本
岐阜県	岐阜	大分県	大分
静岡県	静岡、浜松	宮崎県	宮崎
愛知県	名古屋、豊橋、岡崎、豊田	鹿児島県	鹿児島

- ③ 陸上輸送事業者には心当たりがない場合は、能代港の港湾運送事業者、海上輸送事業者、相手港の港湾運送事業者にご相談ください。

2) 相手港と排出地／目的地での一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

① 取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合は、相手港、排出地／目的地がある市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

- ・相手港と排出地／目的地が同じ市町村にある場合は、C市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

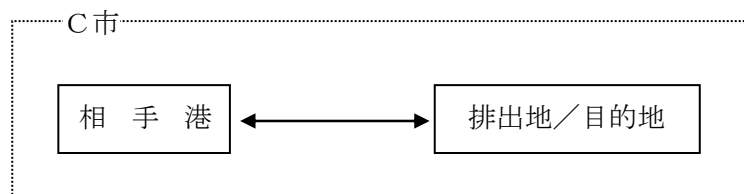


図 相手港と排出地／目的地が同じ県にある場合

- ・相手港と排出地／目的地が別々の市町村にある場合は、C市とD町の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

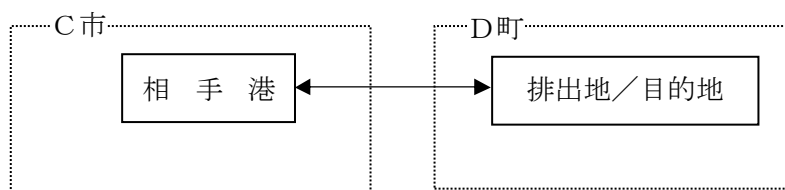


図 相手港と排出地／目的地が異なる県にある場合

② 陸上輸送事業者に心当たりがない場合は、能代港の港湾運送事業者、海上輸送事業者、相手港の港湾運送事業者にご相談ください。

8. 2 能代港における廃棄物取扱方法の検討（ii）

輸送する循環資源が廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の場合、廃棄物処理法を遵守した能代港における廃棄物の取扱方法を検討¹⁾してください。

検討する際、ご不明な点については、産業廃棄物については、山本地域振興局 福祉環境部 環境指導課又は秋田県生活環境文化部 環境整備課、一般廃棄物については能代市 環境部 環境衛生課へご相談ください。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 能代港における廃棄物の取扱方法の検討

- ① 取り扱う循環資源が廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の場合、廃棄物処理法を遵守した取り扱いが必要です。
- ② 廃棄物処理法では、廃棄物の発生から処分まで、各段階に応じてそれぞれ処理基準が定められています。例えば、収集運搬の基準の一つとして、「廃棄物が飛散、流出しないようにすること。」と定められています。よくご確認の上、能代港における取り扱い方法をご検討ください。

表 廃棄物処理法による廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の処理基準（主な項目）

収集運搬の基準	保管の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いが設けられ、保管施設であることが表示されていること。 ・廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。 ・屋外で容器を用いず保管する場合は、適切な保管の高さを超えないこと。 ・ねずみが生息しないように、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。
	う収集運搬のみ行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が飛散、流出しないようにすること。 ・悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。 ・収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。 ・運搬車、運搬容器等は、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭が生じないものであること。
	行積替えも併せて	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いが設けられ、積替え施設であることが表示されていること。 ・積替えの場所から廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。 ・ねずみが生息しないように、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。
	て保管も併せて	<ul style="list-style-type: none"> ・上記保管の基準に加え、保管は積替えを行う場合を除き行わないこと。 ・積替えを行った後の運搬先が定められていること。 ・搬入された廃棄物の量が、適切に保管できる数量を超えないこと。 ・搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

- ③ 廃棄物処理法では、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物を取り扱う場合、さらに以下の処理基準が定められています。よくご確認のうえ、能代港における取扱方法をご検討ください。

表 廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物の処理基準

<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。 ・他の物と混合しないよう仕切を設けるなど区分すること。 ・その性状に応じて、容器に入れ密閉するなど必要な措置を講じること。 ・収集運搬の際には特別管理産業廃棄物の種類、取り扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。(運搬容器に表示されている場合を除く。) ・揮発防止の措置、高温にさらされないための措置、腐食防止及び腐敗防止等の措置を講ずること。 ・感染性廃棄物の場合は、必ず運搬容器(密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと)に収納すること。
--

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

- ④ 処理基準を遵守した取扱方法は、廃棄物の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、産業廃棄物については、**山本地域振興局 福祉環境部 環境指導課**又は、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課**、一般廃棄物については**能代市 環境部 環境衛生課**までご相談ください。

表 飛散防止・流出防止・悪臭防止対策の例

	対策例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉する、など
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、周囲に側溝を設置する、など
悪臭防止対策	シートで被う、容器・建物に密閉する、など

8. 3 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議 (iii)

他都道府県から秋田県へ廃棄物を搬入する場合、排出事業者は、秋田県との間で事前に協議を行い、「県外産業廃棄物搬入協定書」¹⁾を締結する必要があります（平成14年12月秋田県条例第75号）。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 「県外産業廃棄物搬入協定書」の締結について

- ① 秋田県では、事業者がリサイクルのために県外から廃棄物を搬入する場合、排出事業者と秋田県との間で事前に協議を行い、法令等を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行うこと、搬入する量に応じた環境保全協力金を納付することを内容とする「県外産業廃棄物搬入協定書」を締結することを条例で定めています（平成14年12月秋田県条例第75号）。
- ② 排出事業者は、必要な書類を作成したうえで秋田県と事前協議を行い、審査結果の通知を受けた後、「県外産業廃棄物搬入協定書」を交わし、他都道府県から秋田県への産業廃棄物の搬入が可能となります。
- ③ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議までの流れは、以下の通りです。

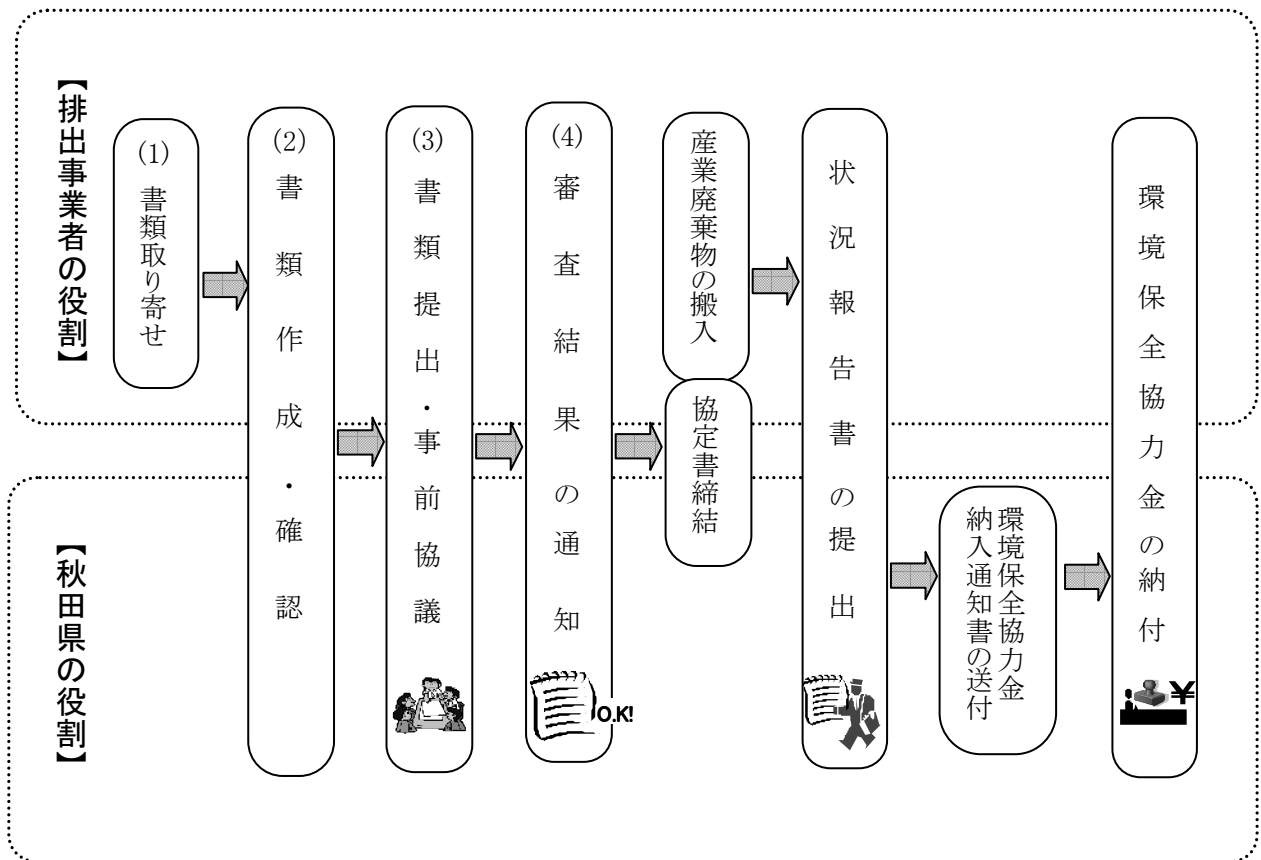


図 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議のフロー図

(1) 排出事業者による書類取り寄せ

事前協議には、以下の書類が必要¹⁾です。ご用意ください。

- ・ 県外産業廃棄物搬入事前協議書
- ・ 県外排出事業者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- ・ 県外産業廃棄物の成分の分析の結果を記載した書類
- ・ 県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図
- ・ その他知事が必要と認める書類

注1：1)については、以下に解説を載せております。

1) 事前協議に必要な書類

- ① 各書類のうち、様式が決まっているのは、「県外産業廃棄物搬入事前協議書」「県外産業廃棄物搬入変更協議書」「県外産業廃棄物搬入協定書」です。様式は、秋田県のHPで公表されています。この資料は、秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）で配布していますので、お取り寄せください。

表 書類の様式、様式の公表状況

書類	様式の有無	様式の公表状況
県外産業廃棄物搬入事前協議書	様式あり (30・31ページ参照)	・ 秋田県生活環境文化部環境整備課HP「美の国あきたネット」で公表 http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1134029330453/index.html
県外産業廃棄物搬入変更協議書		
県外産業廃棄物搬入協定書		
県外排出事業者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)	様式なし	—
県外産業廃棄物の成分の分析の結果を記載した書類		
県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図		
その他知事が必要と認める書類		

【参考】

(表面)

(A4判)

様式第1号 県外産業廃棄物搬入事前協議書 (第2条関係)

県外産業廃棄物搬入事前協議書		年 月 日
(あて先) 秋田県知事		
住 所		
氏 名 ㊟		
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり協議します。		
排 出 事 業 所	名 称 所 在 地	
県内で処分 するために 搬入しよう とする県外 産業廃棄物	種 類	
	数 量 (トン)	
	性 状	
	処分方法	
	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 住民票の写し (法人にあつては、登記簿の謄本)
- 2 県外産業廃棄物の成分の分析の結果を記載した書類 (協議書を提出しようとする日前6月以内に分析したもの)
- 3 県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図
- 4 その他知事が必要と認める書類

(裏面)

産 業 廃 棄 物 処 理 業 者 等	収集・運搬	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)		
	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号
中 間 処 理	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)		
	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号
	県外産業廃棄物の処分を行う 施設の名称及び所在地		
最 終 処 分	氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)		
	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号
	県外産業廃棄物の処分を行う 施設の名称及び所在地		
県外産業廃棄物を県内へ搬入しようとする理由			
備 考			

【参考】

(A 4 判)

様式第2号 県外産業廃棄物搬入変更協議書 (第2条関係)

県外産業廃棄物搬入変更協議書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
	住 所
	氏 名 ㊟
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) </div>
	電話番号
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり協議します。	
変更の内容	変 更 後
	変 更 前
変 更 の 理 由	

添付書類
変更の内容を示す書類

【参考】

(A 4 判)

様式第3号 県外産業廃棄物搬入協定書 (第3条関係)

県外産業廃棄物搬入協定書	
(以下「甲」という。)と秋田県(以下「乙」という。)	
とは、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。	
第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。	
第2条 協定期間は、年 月 日から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。	
第3条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。	
2 環境保全協力金の額は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第3条第2項の表に定める金額に条例第6条の規定により報告した県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。	
3 環境保全協力金の額に100円未満の額があるときはその額を、環境保全協力金の全額が500円未満であるときは全額を切り捨てるものとする。	
第4条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。	
第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。	
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。	
年 月 日	
甲 住 所	
氏 名 ㊟	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) </div>	
乙 秋田市山王4丁目1番1号	
秋田県知事 佐 竹 敬 久 ㊟	

(2) 書類作成確認

事前協議協定に必要な書類は、正副2通用意することになっております。全ての書類を2通ずつご用意ください。

海上輸送を行う場合、「搬入経路図」のほか、非常時の経路図¹⁾も添付してください。

書類作成の際、ご不明な点がございましたら、秋田県生活環境文化部環境整備課（産業廃棄物班）にお問い合わせ²⁾ください。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 「搬入経路図」と非常時の経路図の作成

① 「搬入経路図」については、海上輸送を行う場合、荒天の場合などにより予定の輸送経路からはずれることがありますので、通常の経路図のほかに非常時の経路図も付けてください。

2) 相談窓口

① 書類に不備がある場合、秋田県では受け付ける際に修正をお願いすることがあります。書類作成上ご不明な点がございましたら、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）**までご相談ください。

(3) 書類提出・事前協議

完成した書類は、秋田県生活環境文化部環境整備課（産業廃棄物班）まで提出¹⁾してください。書類を提出いただいた際、事前協議²⁾を行います。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 書類の提出

① 書類ができましたら、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）**まで、事前に日時等を連絡のうえご持参ください。

2) 事前協議の実施

① 書類をご持参いただきました際、事前協議を行います。事前協議は、秋田県庁環境整備課内において、排出事業者と秋田県の間で行います。

② また、事前協議が成立した後、法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行うこと、環境保全協力金を納付することを内容とする「県外産業廃棄物搬入協定書」を取り交わすことにより協定を締結することになります。

③ 提出いただきました書類に誤字など、すぐに修正できる間違いがある場合、その場で修正いただいております。

④ なお、協議の結果によりましては、再度協議を行う場合がありますので、ご了承ください。

(4) 審査結果の通知

事前協議内容の審査結果は、秋田県生活環境文化部環境整備課から排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者が所在する市町村長へ通知¹⁾します。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 審査結果の通知

- ① 事前協議内容の審査結果は、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課**が書類一式を受け付けてから30日以内に排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者が所在する市町村長に、郵送で通知します。

(5) 変更について

事前協議成立の後、書類内容に変更が生じた場合は、「変更協議」¹⁾を行う必要があります。

注：1) については、以下に解説を載せております。

1) 「変更協議」について

- ① 「**県外産業廃棄物搬入変更協議書**」と、変更に係る書類を添付し、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）**に事前に日時等を連絡のうえご持参ください。
- ② この場合も、書類をご持参いただいた当日に、秋田県庁環境整備課内において、排出事業者と秋田県の間で協議を行います。
- ③ また、協議内容の審査結果につきましては、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課**が書類一式を受け付けてから30日以内に排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者が所在する市町村長に、郵送で通知します。

(6) その他

県外産業廃棄物搬入協定を締結した排出事業者には、産業廃棄物の搬入終了後、「県外産業廃棄物搬入状況報告書」の作成、「環境保全協力金」の納入¹⁾をお願いします。

秋田県生活環境文化部環境整備課（産業廃棄物班）では、「産業廃棄物税制度、事前協議及び環境保全協力金制度に関する資料」の配布²⁾を行っています。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 「県外産業廃棄物搬入状況報告書」の作成と「環境保全協力金」の納入

① 秋田県との間で県外産業廃棄物搬入協定を締結した排出業者は、「県外産業廃棄物搬入状況報告書」を作成する必要があります。1～6月分を7月30日までに、7～12月分を翌年の1月31日までに定められた様式に従って作成し、郵送で提出してください。

また、「県外産業廃棄物搬入協定書」の内容に基づき、「環境保全協力金」を納付する必要がありますが、その際には、「県外産業廃棄物搬入状況報告書」に記載された搬入量に基づいて、秋田県が金額を算出します。排出業者に納入通知書を送付いたしますので、ご協力のほど、よろしくをお願いします。

2) 「産業廃棄物税制度、事前協議及び環境保全協力金制度に関する資料」の配布

秋田県は、産業廃棄物税制度や事前協議等を説明する資料として、「産業廃棄物税制度、事前協議及び環境保全協力金制度に関する資料」を作成しています。資料の配布窓口は、**秋田県生活環境文化部環境整備課（産業廃棄物班）**です。お問い合わせください。

9. 汚染土壌の輸送に必要な手続き等

9. 1 汚染土壌の定義

「秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱」では、土壌汚染対策対施行規則第18条第1項・第2項に定める基準に適合しない土壌を「汚染土壌」と定義しています。

1) 対象となる汚染土壌

土壌汚染対策法第2条第1項で定める特定有害物質を含有し、同法施行規則第18条第1項又は第2項に定める基準に適合しない土壌のうち、県内の汚染土壌浄化施設で浄化又は最終処分場で埋立処分する全ての土壌が対象となります。

※土壌汚染対策法では、同法第5条に基づく指定区域に指定された土地の土壌を浄化・処分の対象としていますが、ここでいう「汚染土壌」とはこうした土地以外から発生する特定有害物質に汚染された土壌も対象としています。

表 土壌汚染対策対策法施行規則第18条第1項・第2項に定める基準

分類	特定有害物質の種類	基準	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/1以下	---
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/1以下	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/1以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/1以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下	
	ベンゼン	0.01mg/1以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/1以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/1以下	250mg/kg以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/1以下	15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/1以下	150mg/kg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/1以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/1以下	4,000mg/kg以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/1以下	---
	チオベンカルブ	0.02mg/1以下	
	チウラム	0.006mg/1以下	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	
	有機リン化合物(*1)	検出されないこと	

*1 有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

9. 2 汚染土壌の荷揚げに係る事前協議等

能代港で汚染土壌を荷揚げする場合、処分事業者は、事前に秋田県に対して「汚染土壌処分方法等事前報告書」¹⁾を提出するとともに、大館市に「土壌の搬入等に係る協議書」²⁾を提出する必要があります。また、能代市に対しては「能代港から荷揚げする汚染土壌の取り扱いに関する協定書」³⁾に基づく書類を提出する必要があります。

注：1)、2)、3)については、以下に解説を載せております。

1) 「汚染土壌処分方法等事前報告書」の提出について

- ① 秋田県では、汚染土壌の浄化又は最終処分場で埋立処分を行う事業者に対して、汚染土壌の処分を行おうとする場合にあらかじめ知事に対して「汚染土壌処分方法等事前報告書」によって事前報告することを「秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱」(平成15年3月)で定めています。
- ② 処分事業者は、必要な書類を作成したうえで知事に事前報告を行い、受理書の交付を受けた後、汚染土壌の処分が可能となります。また、汚染土壌の処分が終了したときは汚染土壌に係る事項を知事に対して報告することが必要です。
- ③ 汚染土壌の処分は秋田県が「土壌汚染防止法」に基づき認定した汚染土壌浄化施設で行う必要があります。

2) 「土壌の搬入等に係る協議書」の締結について

- ① 大館市では、市の行政区域外から土壌を搬入しようとする者、及びその土壌を処理し、又は処分しようとする事業者に対して、あらかじめ市長に対して「土壌搬入等に関する協議書」を提出することを「大館市土壌搬入協議要綱」(平成15年4月)で定めています。
- ② 処分事業者は、次に掲げる事項を記した任意の様式で「土壌搬入等に関する協議書」を作成したうえで市長に事前に提出することが必要です。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 土壌に含まれる物質の名称 | (9) 処理期間 |
| (2) 搬入量 | (10) 最終処分方法 |
| (3) 搬入を行う者 | (11) 土壌の成分を証明するもの |
| (4) 搬入経路 | (12) 環境保全対策 |
| (5) 搬入期間 | (13) 作業の保安体制 |
| (6) 処理を行う者 | (14) 緊急連絡体制 |
| (7) 処理を行う場所 | (15) 環境モニタリング |
| (8) 処理の工程 | (16) 作業の安全に係る誓約 |

3) 「能代港から荷揚げする汚染土壌の取り扱いに関する協定書」に基づく書類等の提出について

- ① 能代市では、能代港において汚染土壌を荷揚げ及び搬出するにあたり、DOWA エコシステム㈱と「能代港から荷揚げする汚染土壌の取り扱いに関する協定書」(平成 19 年 11 月)を締結して次に示す各種書類の提出を定めています。

文 書 名	提出時期	備 考
汚染土壌入港連絡票	入港前速やかに	(様式第 1 号)
汚染土壌処分方法等事前報告書	入港前速やかに	秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱第 15 条第 1 項の規定により秋田県知事に提出した「表書き」及び「受理書」の写し
土壌の搬入等に係る協議書	入港前速やかに	大館市土壌搬入協議要綱第 3 条第 1 項の規定により大館市長に提出した「表書き」と「搬入経路」及び「土壌の搬入等に関わる協議書通知受理書」の写し
汚染土壌搬出連絡票	能代市域から搬出後速やかに	(様式第 2 号)

【参考】

秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱

様式第6号（第15条関係）

汚染土壌処分方法等事前報告書		平成 年 月 日
(あて先)秋田県知事		
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		印
秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱第15条第1項の規定に基づき報告します。		
汚染土壌搬出者 並びに搬出事業所 の名称及び所在地	汚染土壌搬出者	
	搬出事業所の名称	
	搬出事業所の所在地	
汚染土壌処分場所 の名称及び所在地	処分場所の名称	
	処分場所の所在地	
特定有害物質の 種類及び濃度		
搬入量		
搬入及び処分期間	搬入期間	
	処分期間	
運搬受託者の名称 及び所在地	運搬受託者の名称	
	運搬受託者の所在地	
搬入経路及び手段 並びに荷姿	搬入経路	
	搬入手段並びに荷姿	
指定区域	区域内・区域外	
備考		

(日本工業規格 A列4番)

様式第7号（第15条関係）

受 理 書	
事業者 様	番 号 年 月 日
秋田県知事 印	
平成 年 月 日付けで提出のあった汚染土壌処分方法等に係る事前報告書を受理しました。	
報告の根拠	秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱第15条第1項
報告の内容	汚染土壌搬出事業所の 名称及び所在地
	汚染土壌処分場所の 名称及び所在地
	特定有害物質の 種類及び濃度
	汚染土壌の搬入量
	汚染土壌の搬入期間
	汚染土壌の処分期間

(日本工業規格 A列4番)

【参考】

能代港から荷揚げする汚染土壌の取り扱いに関する協定書

(様式第1号)

平成 年 月 日

能代市産業振興部商工港湾課 行き

汚染土壌入港連絡票

船名	
入港日	平成 年 月 日
荷役日	平成 年 月 日
搬出終了日	平成 年 月 日 ※能代市域からの搬出終了予定日
数量	
荷姿	
積地	
係留場所	

(様式第2号)

平成 年 月 日

能代市産業振興部商工港湾課 行き

汚染土壌搬出連絡票

船名	
入港日	平成 年 月 日
荷役日	平成 年 月 日
搬出終了日	平成 年 月 日 ※能代市域からの搬出終了日
数量	
係留場所	

10. 港湾管理者への手続き、確認等 (iv)

10. 1 能代港で取り扱える循環資源及び汚染土壌

循環資源が廃棄物の場合、「廃棄物処理法」、「秋田県条例」を遵守する必要があります¹⁾。

また、汚染土壌の場合、「汚染土壌に関する要綱、協定書」を遵守する必要があります²⁾。

「秋田県港湾施設管理条例」では、港湾での循環資源及び汚染土壌の取り扱いに対する規則は定めていません³⁾。

取り扱う循環資源及び汚染土壌の性状をよく把握し、適切に取り扱ってください⁴⁾。

注：1)、2)、3)、4)については、以下に解説を載せております。

1) 「廃棄物処理法」、「秋田県条例」の遵守

- ① 輸送する循環資源が廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の場合は、廃棄物処理法を遵守した取扱をする必要があります（「8. 2 能代港における廃棄物取扱方法の検討 (ii)」参照。）。輸送する循環資源が産業廃棄物の可能性がある場合は、**秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）**までお問い合わせください。輸送する循環資源が一般廃棄物の可能性がある場合は、**能代市 環境部 環境衛生課**までお問い合わせください。（「6. 廃棄物に該当するかどうかの確認」参照。）
- ② 特に、秋田県外から産業廃棄物を秋田県内に搬入する場合は、秋田県と排出事業者との間で「県外産業廃棄物搬入協定書」を取り交わす必要があります（「8. 3 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議 (iii)」参照。）。**秋田県 生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）**までお問い合わせください。

2) 「汚染土壌に関する要綱、協定書」の遵守

- ① 汚染土壌の場合は、土壌汚染対策法を遵守した取扱をする必要があります（「9. 汚染土壌の輸送に必要な手続き等」参照。）。それぞれのお問い合わせ先は次のとおりです。
「汚染土壌処分方法等事前報告書」については、**秋田県 生活環境文化部 環境あきた創造課環境管理室（安全・化学物質班）**、「土壌の搬入等に係る協議書」については、**大館市 市民部 環境課（環境衛生係）**、「能代港から荷揚げする汚染土壌の取り扱いに関する協定書」については、**能代市 産業振興部 商工港湾課（港湾係）**までお問い合わせください。

3) 「秋田県港湾施設管理条例」では循環資源及び汚染土壌の取り扱いに対する規則は定めていません

- ① 秋田県では、「秋田県港湾施設管理条例」の中で、能代港を含む秋田県が管理する港湾について、循環資源及び汚染土壌の取り扱いに対する規則を定めておりません。

4) 適切な取り扱いをお願いします

- ① 循環資源及び汚染土壌の中には、性状により、港湾施設を汚損する可能性があるもの、他の利用者の迷惑となる可能性があるもの、周辺住民の迷惑となる可能性となるもの等があります。港湾施設や周囲に迷惑をかけないように、適切にお取り扱いください。

10.2 港湾施設の使用許可の申請

能代港を利用する場合は、有価物、廃棄物に関係なく、「秋田県港湾施設管理条例」において定められている港湾施設の使用許可申請¹⁾を行ってください。

循環資源が廃棄物に該当する場合、「県外産業廃棄物搬入協定書」を能代港湾事務所へ提出²⁾してください。

また、汚染土壌の場合は「汚染土壌処分方法等事前報告書」を能代港湾事務所へ提出³⁾してください。

注：1)、2)、3)については、以下に解説を載せております。

1) 港湾施設の使用許可の申請

- ① 循環資源の輸送に、能代港の港湾施設を利用する場合、一般貨物と同様、以下の書類を能代港湾事務所に提出してください。これらの書類（40 から 42 ページ参照）は、**能代港湾事務所**で配布しています。お問い合わせください。

表 能代港を利用する際に必要な書類

港湾施設名等		書類名
入港時		入港届（第五号の二様式）港湾法施行規則第15条
荷役・保管時	岸壁、物揚場	岸壁（物揚場）使用許可申請書（第一号様式）
	野積場	保管施設使用許可申請書（第三号様式）

港湾施設の使用料は、「秋田県港湾施設管理条例（別表第1）」より、以下のように定められています。

表 能代港 港湾施設使用料

港湾施設等	区 分		使用料	
入港時	外航船舶		入港1回ごとに総トン数1トンにつき2円20銭。	
	外航船舶以外		入港1回ごとに総トン数1トンにつき2円30銭。	
	内航船		入港1回ごとに総トン数1トンにつき1円15銭。	
荷役時	岸壁	係留時間が12時間以内の場合	外航船舶	総トン数1トンにつき4.7円。
			その他の船舶	総トン数1トンにつき4.103円。
		係留時間が24時間以内の場合	外航船舶	総トン数1トンにつき6.6円。
			その他の船舶	総トン数1トンにつき6.93円。
		係留時間が24時間を超える場合は、その超える係留時間12時間ごとに	外航船舶	総トン数1トンにつき3.3円。
			その他の船舶	総トン数1トンにつき3.46円。
物揚場		総トン数1トンにつき日額4.62円		
野積場	舗装野積場	15日以下	1平方メートルにつき日額2.22円。	
		15日を超え30日以下	1平方メートルにつき日額2.79円。	
		30日を超える	1平方メートルにつき日額3.34円。	

2) 「県外産業廃棄物搬入協定書」の能代港湾事務所への提出

- ① 循環資源が廃棄物の場合、秋田県が所有する港湾施設の使用許可を申請される際に、「県外産業廃棄物搬入協定書」を能代港湾事務所まで提出してください。
- ② 秋田県が所有していない港湾施設を使用される場合であっても、循環資源が産業廃棄物ならば、「県外産業廃棄物搬入協定書（31 ページ参照）」を能代港湾事務所まで提出してください。

3) 「汚染土壌処分方法等事前報告書」の能代港湾事務所への提出

- ① 汚染土壌の場合、秋田県が所有する港湾施設の使用許可を申請される際に、「汚染土壌処分方法等事前報告書」を能代港湾事務所まで提出してください。

10.3 荷姿に関する注意事項

バルク状の循環資源を取り扱う場合は、飛散したり、こぼれたりしないような荷姿¹⁾を検討してください。

臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、臭いが漏れないような荷姿²⁾を検討してください。

酸性の循環資源を取り扱う場合は、港湾施設を溶かす場合があります。循環資源が港湾施設に直接触れないような荷姿³⁾を検討してください。

汚染土壌を取り扱う場合は、フレコンバックによる荷揚とし、シート等を活用して海又は道路へのこぼれ落ちや飛散防止に努めてください。

循環資源の荷姿の検討に関し、ご不明な点については、能代港湾事務所へご相談ください⁴⁾。

注：1)、2)、3)、4)については、以下に解説を載せております。

1) バルク状の循環資源の荷姿

- ① バルク状の循環資源は、荷役時などに、飛散したりこぼれたりする場合があります、港湾施設の汚損、他の貨物の汚損、周辺住民の迷惑になる場合があります。
- ② フレコンバック、密閉可能なコンテナ等の輸送用容器を使用するなど、飛散、こぼれを防ぐような荷姿を検討してください。

2) 臭気の強い循環資源の荷姿

- ① 臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、密閉した容器に入れる、容器の開口部をシートで被うなど、臭気の拡散を防ぐような荷姿を検討してください。

3) 酸性の循環資源の荷姿

- ① 酸性の循環資源を取り扱う場合は、港湾施設を溶かす場合があります。循環資源が港湾施設に直接触れないような荷姿を検討してください。

4) 相談窓口

- ① 「港湾施設利用上の注意」に沿った取扱方法は、循環資源の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、**能代港湾事務所（管理班）**までご相談ください。

10.4 荷役・保管時の注意事項

能代港において、循環資源を荷役あるいは保管する場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様、「飛散、流出、悪臭の防止」「他の利用者に迷惑をかけない」ような荷役方法・保管方法を検討¹⁾し、実施してください。

汚染土壌については、能代市域からの速やかな搬出に努めるとともに、一時保管が必要な場合は、屋根付き倉庫において保管してください。

循環資源の荷役・保管方法に関し、ご不明な点については、能代港湾事務所へご相談ください²⁾。

注：1)、2)については、以下に解説を載せております。

1) 能代港における循環資源の荷役・保管方法の検討

① 能代港において循環資源を取り扱う場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様に、以下の港湾施設利用上の注意」に沿った形で、荷役方法・保管方法を検討して下さい。

港湾施設利用上の注意

- ・飛散、流出、悪臭の防止
- ・他の利用者に迷惑をかけない

② 特に民家が近い港湾施設において、飛散、流出する可能性がある循環資源、臭気の強い循環資源等を取り扱う場合には、飛散・流出・臭気対策を徹底してください。

表 飛散防止・流出防止・悪臭防止対策の例

	対策例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉する、など
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、周囲に側溝を設置する、など
悪臭防止対策	シートで被う、容器・建物に密閉する、など

2) 相談窓口

① 「港湾施設利用上の注意」に沿った取扱方法は、循環資源及び汚染土壌の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、**能代港湾事務所（管理班）**までご相談ください。

10.5 原状回復の義務

能代港を利用した場合、「秋田県港湾施設管理条例（第19条）」により、利用者は原状回復¹⁾を義務付けられています。

循環資源及び汚染土壌を取り扱うことにより、港湾施設を汚損してしまった場合は、原状回復とともに能代港湾事務所へご連絡ください²⁾。

注：1）、2）については、以下に解説を載せております。

1) 港湾施設利用後の清掃等の原状回復

- ① 能代港の港湾施設の利用者は、「秋田県港湾施設管理条例（第19条）」により、利用者は原状回復を義務付けられています。
- ② 例えば、荷役時に循環資源及び汚染土壌が飛散したり、こぼれてしまったりした場合は、清掃し、元の状態に戻してください。

2) 能代港湾事務所への連絡

- ① 循環資源及び汚染土壌を取り扱うことにより港湾施設を汚損してしまった場合は、できる限り元の状態に戻すとともに、速やかに能代港湾事務所までご連絡ください。その後は、能代港湾事務所の指示に従ってください。

入 出 港 届
GENERAL DECLARATION

1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港/出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時/出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地/次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地;積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 [※] Attached document (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については記入不要。
 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出发する意図を有する船舶については、8欄のうち「船舶航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
 3 24.「内航船舶」欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※"
 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8"

(規格A4)

(記号及び番号)
年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所
氏 名

係留施設の使用許可について(申請)

次のとおり(岸壁、物揚場)を使用したいので、秋田県港湾施設管理条例第3条第1項の規定により申請します。

船 名			
船 種		船 の 国 籍	
使 用 目 的			
係 留 施 設 名			
総 ト ン 数	トン	※ 着 港 前 寄 港 名	
		※ 出 港 後 寄 港 名	
長 さ	メートル	入 出 港 時 最 大 喫 水 (満 船 時 喫 水)	メートル
幅	メートル	危 険 物 積 載 の 有 無 並 び に 種 類 及 び 数 量	
係 留 期 間	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで	時間 分
実 係 留 期 間	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで	時間 分
使 用 料	岸 壁 物 揚 場		円
主 な 揚 荷		主 な 積 荷	
品 名	数 量	仕 出 港	品 名 数 量 仕 向 港

- (注) 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 ※印の欄は、申請時に確定している場合に記入してください。
 3 入出港時最大喫水が申請時に確定していない場合は、満船時喫水を記入してください。

保管施設使用許可申請書

(記号及び番号)
年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所
氏 名

保管施設の使用許可について(申請)

次のとおり(野積場、舗装野積場、水面貯木場)を使用したいので、秋田県港湾施設管理条例第3条第1項の規定により申請します。

1 使用目的

2 施設の種類

3 使用場所

4 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 使用面積

6 添付書類(平面図、面積計算書)

11. 相談窓口

(1) 秋田県の相談窓口

秋田県の、相談内容ごとの個別の窓口は、以下の通りです。

窓口	電話番号	FAX 番号	相談内容例
秋田県建設交通部 港湾空港課（港湾班）	018-860-2544	018-860-3804	・リサイクルポートについて
秋田県能代港湾事務所 管理班	0185-54-8246	0185-52-7732	・能代港での循環資源等取扱方法の相談
秋田県産業経済労働部 資源エネルギー課（エコタウン班）	018-860-2283	018-860-3887	・エコタウン計画について
秋田県生活環境文化部 環境整備課（産業廃棄物班）	018-860-1624	018-860-3856	・「廃棄物」かどうかの相談 ・県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議について
秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課環境管理室（安全・化学物質班）	018-860-1602	018-860-3881	・汚染土壌の処分について
秋田県山本地域振興局 福祉環境部 環境指導課（環境・公害班）	0185-52-4331	0185-53-4114	・能代港での廃棄物取扱方法の確認

(2) 能代市の相談窓口

窓口	電話番号	FAX 番号	相談内容例
能代市 産業振興部 商工港湾課（工業港湾係）	0185-89-2187	0185-89-1775	・リサイクルポートについて ・汚染土壌の荷揚げ協定
能代市 環境部 環境衛生課（二ツ井庁舎）	0185-73-5502	0185-73-5618	・一般廃棄物について

(3) 大館市の相談窓口

窓口	電話番号	FAX 番号	相談内容例
大館市 市民部 環境課（環境衛生係）	0186-43-7049	0186-49-7005	・汚染土壌の協議書について

(4) 協会等の窓口

窓口	電話番号	FAX 番号	相談内容例
(社)秋田県産業廃棄物協会	018-863-7107	018-863-6977	・秋田県の許可を得た産業廃棄物収集運搬業者・処分業者について

(5) 国の窓口

窓口	電話番号	FAX 番号	相談内容例
国土交通省港湾局 国際・環境課	03-5253-8684	03-5253-1653	・リサイクルポートについて
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部	03-3581-3351	03-3593-8264 (産業廃棄物課)	・「廃棄物処理法」について ・バーゼル条約について ・エコタウンについて
経済産業省 リサイクル推進課	03-3501-4978	03-3501-9489	・エコタウン ・自動車リサイクル法等リサイクル促進に係わる法律について

12. 参考資料

12.1 秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（全文）

（目的）

第一条 この条例は、県外産業廃棄物を県内で処分するための搬入について事前協議の制度を設けるとともに、その処分に関する協定その他必要な事項を定めることにより、県外産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県外産業廃棄物 県外に所在する事業場において生じた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。ただし、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車又は同条第四項に規定する特定再資源化物品である産業廃棄物を除く。
- 二 県外排出事業者 県外産業廃棄物を排出する事業者(法第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む。)をいう。
- 三 産業廃棄物処理業者等 法第十四条第一項若しくは第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第十二条第三項若しくは第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の運搬若しくは処分を委託できる者をいう。

(平一五条例六〇・平一六条例七六・一部改正)

（事前協議）

第三条 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、県外産業廃棄物の種類、数量及び搬入期間その他規則で定める事項について、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、生活環境の保全に支障があると認めるときは、当該協議をした県外排出事業者に対し、搬入しようとする県外産業廃棄物の数量又は搬入期間の変更その他生活環境の保全に必要な措置を講ずべきことを指導し、及び助言することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による協議を受けた日から三十日以内に、審査の結果を当該協議をした県外排出事業者に通知しなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議の内容を当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う産業廃棄物処理業者等及び

当該県外産業廃棄物の処分を行う施設の所在する市町村の長に通知しなければならない。

(協定の締結)

第四条 知事は、前条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者と、規則で定めるところにより、当該協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入その他必要な事項について、協定を締結することができる。

2 前項の環境保全協力金は、産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(協議内容の遵守)

第五条 第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者は、当該協議の内容を遵守し、当該県外産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 第三条第四項の規定による通知を受けた産業廃棄物処理業者等は、当該通知の内容を確認し、これに従って県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をしなければならない。

(報告)

第六条 第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者は、六月以内に一回、規則で定めるところにより、県内への県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告しなければならない。

(立入検査)

第七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入する県外排出事業者又は当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を行う産業廃棄物処理業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第八条 知事は、県外排出事業者が第三条第一項の規定による協議をすることなく県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入したときは、その者に対し、当該協議をすべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第三条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が、当該指導及び助言に従わないときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者が当該協議の内容を遵守せず県外産業廃棄物を処理したときは、その者に対し、当該協議の内容を遵守させるために必要

な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 4 知事は、第三条第四項の規定による通知を受けた産業廃棄物処理業者等が当該通知の内容に従わず県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をしたときは、その者に対し、当該通知の内容に従わせるために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、第三条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者が第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その者に対し、報告をすべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(勧告の公表)

第九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(協議等の状況の公表)

第十条 知事は、毎年、第三条第一項の規定による協議、第四条の規定による協定の締結及び第六条の規定による報告の状況を公表しなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行し、同年二月一日以後の県外産業廃棄物の県内への搬入について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)第三十四条に規定する行政指導の定めるところに従って第三条第一項の規定による協議に相当する協議をした県外排出事業者が行う県外産業廃棄物の県内への搬入(当該協議に係る搬入期間(その末日が平成十六年九月三十日後である場合は、当該搬入の開始の日から同月三十日までの期間)に行う搬入に限る。)については、同項の規定による協議を要しない。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一五年条例第六〇号)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第七六号)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第二条第一号ただし書の規定は、平成十七年一月一日以後に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八条の規定により引取業者に引き渡された使用済自動車、当該使用済自動車に係る同法第二条第三項に規定する解体自動車及び当該使用済自動車又は当該解体自動車に係る同条第四項に規定する特定再資源化物品について適用する。

12.2 秋田県汚染土壌の処分に関する指導要綱(全文)

(目的)

第1条 この要綱は、汚染土壌の浄化又は最終処分場で埋立処分を行う事業者に対し、県が公害又は災害を防止するために必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正処分の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)の例による。

- (1) 特定有害物質 法第2条第1項で定める物質をいう。
- (2) 汚染土壌 法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第18条第1項又は第2項に定める基準に適合しない土壌のうち、処分するために搬出する土壌をいう。
- (3) 汚染土壌浄化施設 汚染土壌の浄化(汚染土壌中に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の汚染状態を規則第18条第1項及び第2項の基準に適合させることをいう。)を行う施設をいう。
- (4) 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)施行令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもの。
- (5) 汚染土壌の処分 汚染土壌の浄化又は最終処分場での埋立処分をいう。

(適用地域)

第3条 この要綱は、秋田市を除く市町村に適用する。

(認定等)

第4条 汚染土壌を浄化しようとする事業者は、汚染土壌浄化施設について知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、当該施設の所在地を管轄する市町村長と設置に係る協議をするものとする。

3 第1項の認定を受けようとする事業者は、次の事項を記載した汚染土壌浄化施設認定申請書（様式1号）及び別表に掲げる関係書類を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌浄化施設を設置する事業場の名称及び所在地
- (3) 汚染土壌の浄化に関する事項
- (4) 汚染土壌浄化施設の構造に関する事項
- (5) 公害防止措置に関する事項
- (6) 汚染土壌浄化施設の維持管理に関する事項
- (7) 浄化土壌の利用の方法
- (8) 汚染土壌浄化管理責任者

（現地調査）

第5条 知事は、前条第3項の申請があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（審査及び確認調査）

第6条 知事は、現地調査の結果を参考にして申請書の審査を行い、その内容が次の事項（以下「認定要件」という。）に適合していると認めるときは、当該申請書に係る施設を認定した旨を認定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した事業者に通知するものとする。

- (1) 施設の構造及び維持管理が周辺環境の保全に適正な配慮がなされており、当該施設を設置する事業場から排出される排出水が水質汚濁防止法及び秋田県公害防止条例で水域ごとに定める排水基準を達成できるものであること。
- (2) 汚染土壌の搬入、保管から浄化までの各段階で工程管理を適正に行うことについて、社内規程により定められていること。
- (3) 工程管理を適切に行えるよう、管理責任者を置いていること。
- (4) 汚染土壌の浄化を的確に行うに足る経済的基礎を有すること。
- (5) 施設に係る他法令の規定がある場合は、当該規定に適合しているものであること。

2 知事は、前項の認定を行った後においても、汚染土壌の適正な浄化を確保するため、必要があると認めるときは、認定要件適合状況の確認調査を行うものとする。

（汚染土壌浄化施設の不認定）

第7条 知事は、申請書の内容が認定要件に適合しないと判断したときは、認定をしない旨及びその理由を当該申請書を提出した事業者に通知するものとする。

(認定の公示)

第8条 知事は、第6条の認定を行ったときは、当該認定を行った旨、並びに認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）を設置する事業場の名称及び所在地並びに認定施設において処理する特定有害物質について公示するものとする。

(認定施設の構造等の変更の届出)

第9条 第6条第1項に規定する認定の通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定施設に係る第4条第3項第3号から第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、認定施設構造等変更届出書（様式第3号）により知事に届け出るものとする。

(計画変更の指示)

第10条 知事は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項の内容が認定要件に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした認定事業者に対し、計画の変更を指示することができる。

(実施の制限)

第11条 第9条の規定による届出をした認定事業者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更を実施してはならない。

2 知事は、第9条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第12条 認定事業者は、認定施設に係る第4条第3項第1号、第2号及び第8号に掲げる事項を変更したときは、氏名等の変更届出書（様式第4号）により知事に届け出るものとする。

(使用廃止の届出)

第13条 認定事業者は、認定施設の使用を廃止したときは、認定施設使用廃止届出書（様式第5号）により知事に届け出るものとする。

(認定の取り消し等)

第14条 知事は、認定施設が認定要件に適合しなくなると認めるときは、認定事業者に対し、期限を定めて認定施設について必要な改善を指示し、又は認定施設の使用の停止を指示することができる。

2 知事は、認定事業者が第10条又は前項に規定する指示に従わないときは、認定施設の認定の取り消しをすることができる。

(報告)

第15条 汚染土壌の浄化又は最終処分場で埋立処分を行う事業者(以下「事業者」という。)は、汚染土壌の処分を行おうとする場合には、あらかじめ当該土壌に係る次の事項を知事に報告(以下「事前報告」という。(様式第6号))するものとする。

- (1) 汚染土壌搬出者並びに搬出事業所の名称及び所在地
- (2) 汚染土壌処分場所の名称及び所在地
- (3) 特定有害物質の種類及び濃度(最終処分場で埋立処分する場合は規則第24条第1項第1号に規定する第二溶出量基準の適否)
- (4) 搬入量
- (5) 搬入及び処分期間
- (6) 運搬受託者の氏名又は名称及び所在地
- (7) 搬入経路及び手段並びに荷姿
- (8) 法に基づく指定区域の有無

2 知事は、事前報告の内容が適当であると認めるときは事業者に受理書(様式第7号)を交付する。

3 事業者は、受理書受領後でなければ汚染土壌の処分を行ってはならない。

第16条 事業者は、汚染土壌の処分が終了したときは、当該土壌に係る次の事項を知事に報告するものとする。

- (1) 汚染土壌搬出者
- (2) 搬入量
- (3) 特定有害物質の種類及び濃度
- (4) 汚染土壌の搬入及び処分期間
- (5) 処分又は利用の方法

第17条 認定事業者は、定期的に次の事項を知事に報告するものとする。

- (1) 認定施設から排出する排ガス又は排水の測定結果
- (2) 周辺環境の測定結果
- (3) 浄化に伴い生じた廃棄物の性状、処分量、処分の方法及び処分先

(事故時の措置)

第18条 事業者は、汚染土壌の処分施設又はその他の関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに知事に事故の状況及び講じた措置の概要を報告するものとする。

2 前項の場合において、知事が事業者に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずるよう指示したときは、事業者はこれに従わなければならない。

(申請書等の提出部数)

第 19 条 この要綱に基づく書類等の提出部数は 1 部とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

[汚染土壌浄化認定施設]

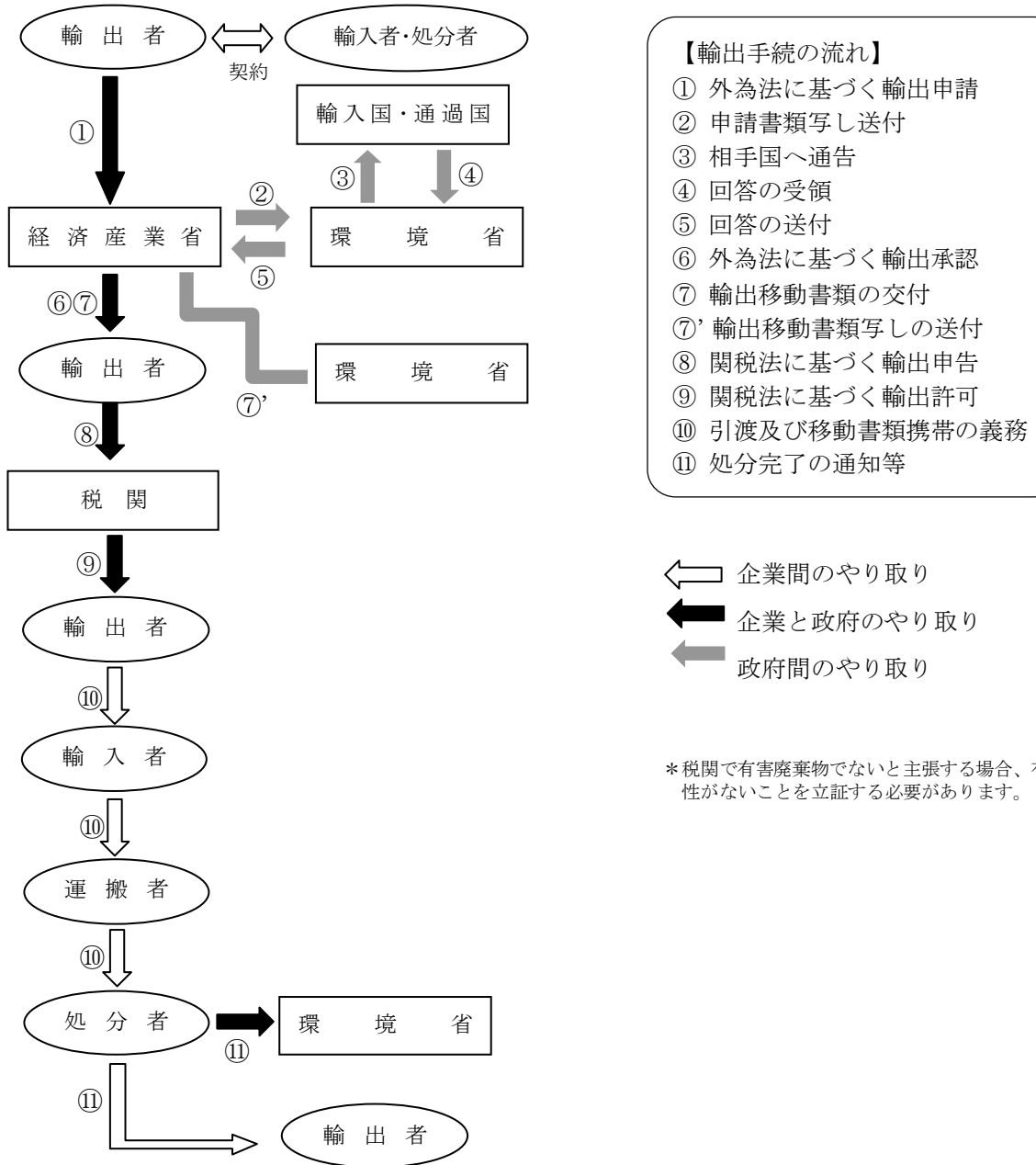
認定日	施設名	処理方法
平成 15 年 7 月 10 日	エコシステム花岡株式会社 松峰工場 (旧：花岡鉱業株式会社 松峰選鉱場) *	抽出、分解
平成 15 年 10 月 1 日	エコシステム秋田株式会社 (旧：同和クリーンテックス株式会社) *	分解

*平成 18 年 10 月 1 日社名変更

12.3 バーゼル法について

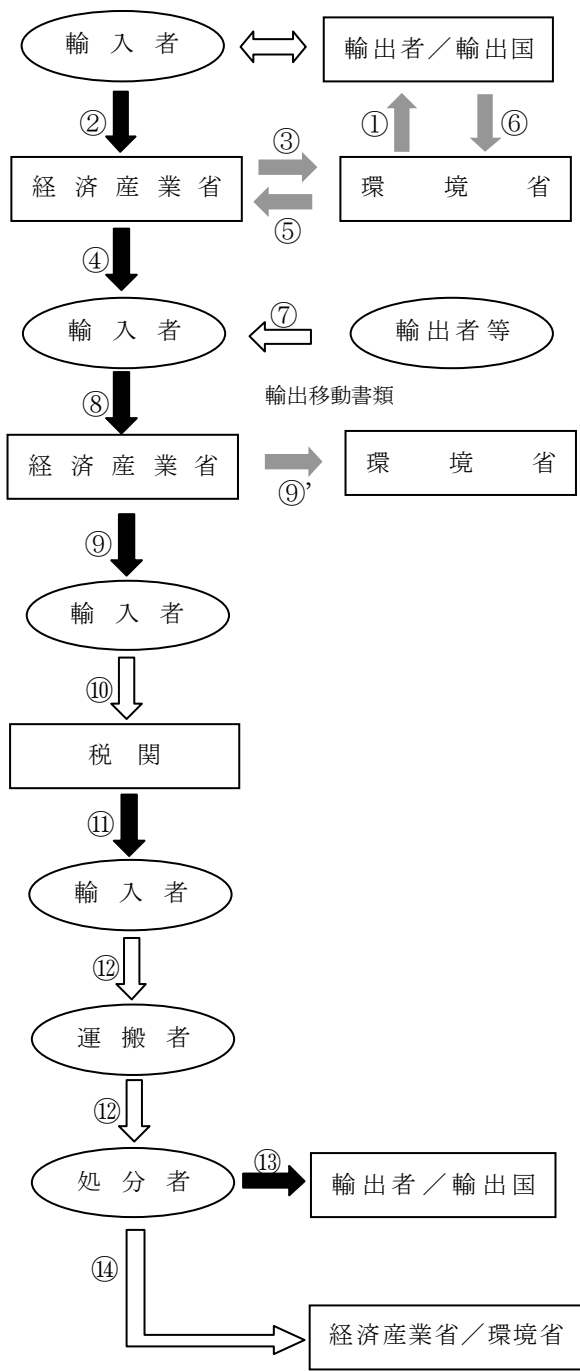
- ①循環資源を輸出入する場合、廃棄物処理法だけでなく、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、バーゼル法）」も遵守してください。
- ②廃棄物処理法では、廃棄物処理法上の廃棄物に該当する貨物の貿易を規制しています。廃棄物を輸出する場合には環境大臣の確認を必要とし、輸入する場合には環境大臣の許可を必要とします。
- ③「バーゼル法」では、特定有害廃棄物等を対象としています。特定有害廃棄物等には、廃棄物だけでなく、再生資源として利用される各種金属スクラップ等の有価物を含みます。
- ④特定有害廃棄物等を輸出入しようとする場合は、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済産業大臣の承認が必要です。

図 バーゼル法を遵守した輸出手続きのフロー図



資料:環境省行政資料

図 バーゼル法を遵守した輸入手続きのフロー図



- 【輸入手続の流れ】**
- ① 移動計画の通告
 - ② 外為法に基づく輸入承認申請
 - ③ 通告の写しの送付
 - ④ 外為法に基づく輸入承認
 - ⑤ 輸入承認の通知
 - ⑥ 同意の回答
 - ⑦ 輸出移動書類
 - ⑧ 輸入移動の書類の交付申請
 - ⑨ 輸入移動の書類の交付
 - ⑨' 輸入移動書類写しの送付
 - ⑩ 関税法に基づく輸入申告
 - ⑪ 関税法に基づく輸入許可
 - ⑫ 引渡し及び両移動書類携帯の義務
 - ⑬ 処分完了の通知等の送付
 - ⑭ 処分完了の通知等の写し送付

- ◀ 企業間のやり取り
- ◀ 企業と政府のやり取り
- ◀ 政府間のやり取り

*税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

資料:環境省行政資料